



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

告 示

- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除(第593号) 4479
- ◇川崎市都市計画地区計画の変更及び図書の縦覧(第594号) 4481
- ◇川崎市都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧(第595号) 4481
- ◇川崎市都市計画高度地区の変更及び図書の縦覧(第596号) 4481
- ◇川崎市都市計画地区計画の決定及び図書の縦覧(第597号) 4481
- ◇川崎市都市計画用途地域の変更及び図書の縦覧(第598号) 4482
- ◇予防接種の業務を行う医師(第599号) 4482
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第600号) 4482
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第601号) 4482
- ◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第602号) 4482
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第603号) 4482
- ◇道路区域の変更(第604号) 4483
- ◇自転車等の撤去と保管(第605号) 4483
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第606号) 4483
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第607号) 4483
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第608号) 4483
- ◇とどろき地域包括支援センターの所在地的変更(第609号) 4484
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第610号) 4484

◇介護保険法等によるサービス事業所

- 等の廃止等(第611号) 4484
- ◇道路区域の変更(第612号) 4485
- ◇道路の供用開始(第613号) 4485
- ◇道路区域の変更(第614号) 4485
- ◇道路の供用開始(第615号) 4485
- ◇自転車等の撤去と保管(第616号) 4485
- ◇道路区域の変更(第617号) 4486
- ◇道路の供用開始(第618号) 4486
- ◇道路区域の変更(第619号) 4486
- ◇道路の供用開始(第620号) 4486
- ◇道路の供用開始(第621号) 4487

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第1067号) 4487
- ◇開発行為に関する工事の完了(第1068号) 4494
- ◇川崎市都市計画地区計画の案の縦覧(第1069号) 4494
- ◇公募型プロポーザルの実施(第1070号) 4494
- ◇一般競争入札の執行(第1071号) 4497
- ◇一般競争入札の執行(第1072号) 4502
- ◇開発行為に関する工事の完了(第1073号) 4503
- ◇一般競争入札の執行(第1074号) 4503
- ◇一般競争入札の執行(第1075号) 4505
- ◇一般競争入札の執行(第1076号) 4507
- ◇一般競争入札の執行(第1077号) 4508
- ◇一般競争入札の執行(第1078号) 4510
- ◇一般競争入札の執行(第1079号) 4514
- ◇一般競争入札の執行(第1080号) 4514
- ◇一般競争入札の執行(第1081号) 4516
- ◇一般競争入札の執行(第1082号) 4517
- ◇一般競争入札の執行(第1083号) 4518
- ◇一般競争入札の執行(第1084号) 4520
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第1085号) 4521
- ◇一般競争入札の執行(第1086号) 4522
- ◇一般競争入札の執行(第1087号) 4524
- ◇一般競争入札の執行(第1088号) 4526

◇開発行為に関する工事の完了(第1089号) ……………	4527	◇一般競争入札の執行(第55号) ……………	4565
◇ふれあいの森の解除(第1090号) ……………	4528	病院局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第1091号) ……………	4530	◇落札者等の公示(第27号) ……………	4569
◇開発行為に関する工事の完了(第1092号) ……………	4532	◇落札者等の公示(第28号) ……………	4570
◇開発行為に関する工事の完了(第1093号) ……………	4532	◇落札者等の公示(第29号) ……………	4570
公告(調達)		消防局訓令	
◇一般競争入札の執行(第373号) ……………	4532	◇川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令(第24号) ……………	4570
◇一般競争入札の執行(第374号) ……………	4534	選挙管理委員会告示	
◇一般競争入札の執行(第375号) ……………	4536	◇各種請求及び委員の解職請求をするに必要選挙権を有する者の数(第39号) ……………	4571
◇一般競争入札の執行(第376号) ……………	4537	監査公表	
◇落札者等の公示(第377号) ……………	4539	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置等について(第17号) ……………	4571
◇落札者等の公示(第378号) ……………	4539	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置等について(第18号) ……………	4579
◇落札者等の公示(第379号) ……………	4539	人事委員会公告	
税公告		◇令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回)の実施(第9号) ……………	4587
◇督促状の公示送達(第203号) ……………	4540	農業委員会告示	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第204号) ……………	4540	◇川崎市農業委員会総会の招集(第13号) ……………	4593
◇差押調書(謄本)の公示送達(第205号) ……………	4540	区公告	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第206号) ……………	4541	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第179号) ……………	4593
◇差押調書(謄本)の公示送達(第207号) ……………	4541	◇国民健康保険料等に係る差押解除通知書の公示送達(川崎区第180号) ……………	4593
◇差押調書(謄本)の公示送達(第208号) ……………	4541	◇住民票の職権消除(川崎区第181号) ……………	4593
上下水道局告示		◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第182号) ……………	4593
◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第58号) ……………	4541	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第183号) ……………	4594
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第59号) ……………	4541	◇国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第184号) ……………	4594
上下水道局公告		◇国民健康保険料等に係る差押解除通知書の公示送達(川崎区第185号) ……………	4594
◇一般競争入札の執行(第99号) ……………	4542	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第186号) ……………	4594
◇一般競争入札の執行(第100号) ……………	4543	◇国民健康保険料に係る納入通知書及び過誤納還付通知書の公示送達(川崎区第187号) ……………	4594
◇一般競争入札の執行(第101号) ……………	4545	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第188号) ……………	4594
◇一般競争入札の執行(第102号) ……………	4550	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第189号) ……………	4594
上下水道局公告(調達)			
◇一般競争入札の公告(第37号) ……………	4557		
◇落札者等の公示(第38号) ……………	4560		
交通局公告			
◇一般競争入札の執行(第82号) ……………	4561		
交通局公告(調達)			
◇落札者等の公示(第20号) ……………	4562		
病院局公告			
◇公募型プロポーザルの実施(第53号) ……………	4562		
◇一般競争入札の執行(第54号) ……………	4563		

◇国民健康保険料に係る還付通知書の
 公示送達（川崎区第190号）…………… 4595

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達（幸区第40号）…………… 4595

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達（中原区第57号）…………… 4595

◇国民健康保険料に係る差押調書の公
 示送達（高津区第92号）…………… 4595

◇国民健康保険料に係る差押調書の公
 示送達（高津区第93号）…………… 4595

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
 送達（高津区第94号）…………… 4595

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達（高津区第95号）…………… 4596

◇国民健康保険料に係る還付通知書の
 公示送達（高津区第96号）…………… 4596

◇住民票の職権消除（宮前区第47号）…………… 4596

◇印鑑登録の抹消（宮前区第48号）…………… 4596

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達（宮前区第49号）…………… 4596

◇国民健康保険料に係る差押調書（膳
 本）の公示送達（多摩区第56号）…………… 4596

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達（多摩区第57号）…………… 4597

◇住民票の職権消除（麻生区第76号）…………… 4597

◇住民票の職権消除（麻生区第77号）…………… 4597

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達（麻生区第78号）…………… 4597

麻生区選挙管理委員会告示

◇川崎市麻生区の投票区設置告示の一
 部改正（麻生区第30号）…………… 4597

告 示

川崎市告示第593号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
 区域の指定の一部解除について

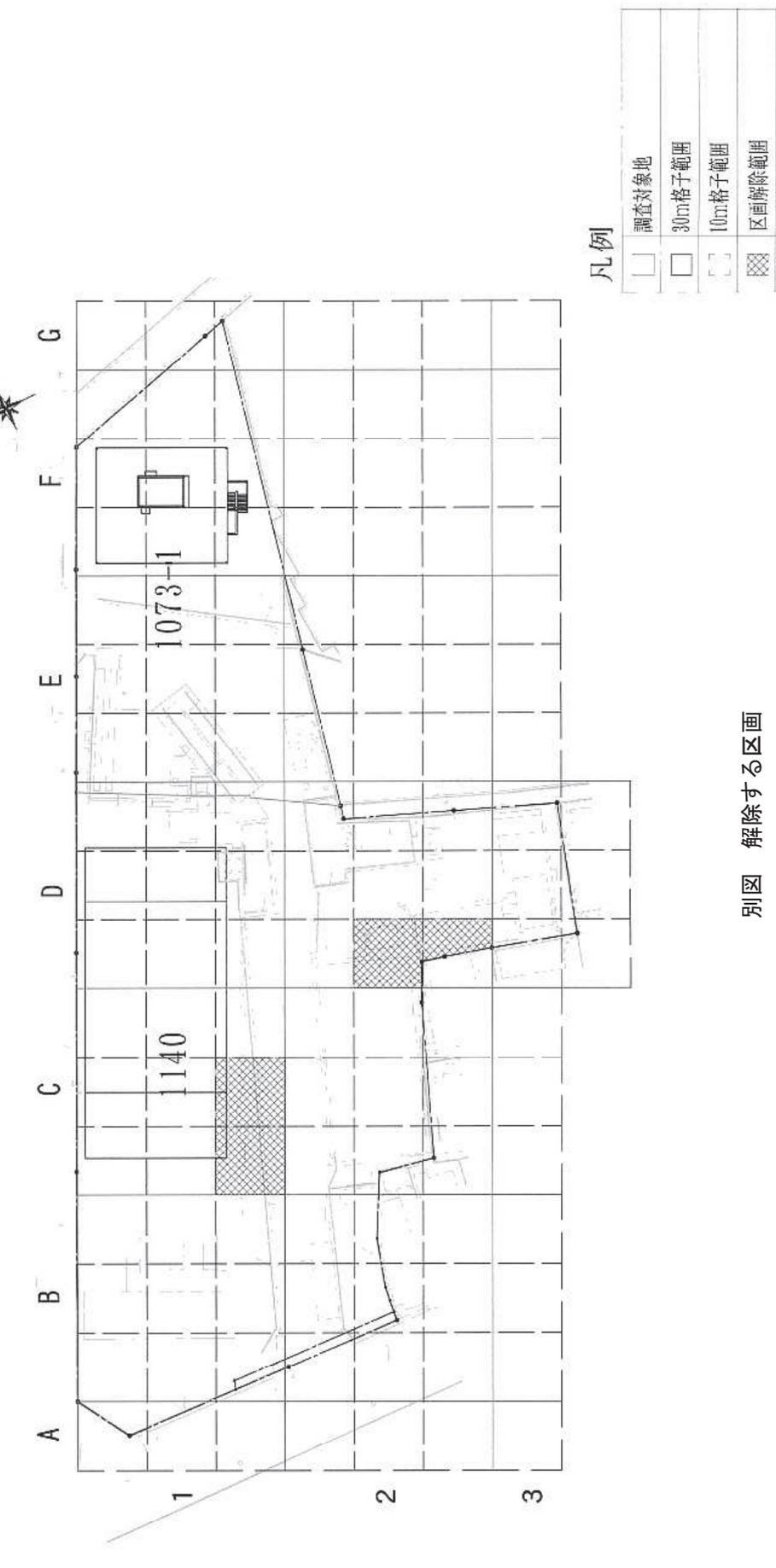
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項
 の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている
 区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に
 基づき告示します。

令和3年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定を解除する区域
 平成28年川崎市告示第144号により指定した区域
 （中原区上平間1073番1、1140番の一部）の一部
 （別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29
 号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有
 害物質の名称
 ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29
 号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有
 害物質の名称
 鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
 基準不適合土壤の掘削による除去

(地番表示) 川崎市中原区字池渊1073番1、1140番(2筆)



別図 解除する区画

川崎市告示第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の変更
（大師橋駅前地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 川崎区 大師河原2丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

川崎市 高津区 末長4丁目地内

(3) 変更する部分

川崎市

中原区

上小田中1丁目地内

高津区

北見方1丁目、子母口、末長1丁目、

末長2丁目、久地3丁目及び上作延地内

宮前区

有馬7丁目、東有馬2丁目、西野川1丁目、

西野川3丁目、馬絹4丁目、初山1丁目、

菅生6丁目、菅生ヶ丘及び平3丁目地内
多摩区

長沢1丁目、長沢4丁目、中野島2丁目、
中野島4丁目、枳形4丁目、菅馬場1丁目、
菅馬場2丁目、菅馬場3丁目、
生田1丁目及び東生田4丁目地内

麻生区

栗木3丁目、栗木台3丁目、東百合丘3丁目、
五力田3丁目、王禅寺西6丁目、
王禅寺東6丁目、下麻生2丁目、
下麻生3丁目、片平4丁目及び岡上地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更（生田浄水場地区）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 生田1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定
（生田浄水場地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市 多摩区 生田1丁目地内

- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分
なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更（生田浄水場地区）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分

川崎市 多摩区 生田1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第599号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
荒井 健利	ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20 イズミール103号
奥田健太郎	在宅療養支援クリニック かえでの風 かわさき中央	川崎市中原区丸子通1-403 ヴィラ新丸子101
菱山 美絵	武蔵小杉 リウマチ 膠原病内科	川崎市中原区新丸子東 2-925-6 1階

川崎市告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によつてされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によつてされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によつてされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によつてされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年12月2日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第604号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月6日から令和3年12月20日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅仙谷第6号線	川崎市多摩区菅仙谷2丁目8番1先 川崎市多摩区菅仙谷2丁目8番5先	1.82	119.90	
新	菅仙谷第6号線	川崎市多摩区菅仙谷2丁目100番2先 川崎市多摩区菅仙谷2丁目8番5先	1.82	115.58	

川崎市告示第605号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和3年12月7日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第606号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和3年12月7日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第607号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和3年12月7日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により指定介護機関の辞退による廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和3年12月7日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第609号

介護保険法第115条の46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定に基づき、次のとおり社会福祉法人春日会が運営する「とどろき地域包括支援センター」の所在地を変更したので告示する。

令和3年12月8日

川崎市長 福田 紀 彦

(変更前)

所在地：川崎市中原区今井上町1-37-201
常田ビル

(変更後)

所在地：川崎市中原区今井南町8-5
アイテック武蔵小杉101

川崎市告示第610号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

令和3年12月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
新光商事株式会社	1495500686	レコードブック宮前平	川崎市宮前区土橋4丁目1-16 東名コピービル1階	地域密着型通所介護
株式会社シモン	1495100487	くらしの友リハプライド 川崎御幸	川崎市幸区戸手1-2-11	地域密着型通所介護

川崎市告示第611号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

令和3年10月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社アドバンス	1475101737	ハートケアサービス	川崎市幸区南加瀬4丁目1番4号	居宅介護支援
有限会社ピース	1475000574	デイサービスセンター「すずらん」	川崎市川崎区浅田4-2-8	地域密着型通所介護

川崎市告示第612号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月13日から令和3年12月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	有馬第205号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2616番6先 川崎市宮前区東有馬2丁目2616番6先	3.64	19.34	
新	有馬第205号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2616番4先 川崎市宮前区東有馬2丁目2616番4先	3.82	19.34	

川崎市告示第613号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月13日から令和3年12月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬第205号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2616番4先 川崎市宮前区東有馬2丁目2616番4先	

川崎市告示第614号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月13日から令和3年12月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上作延第65号線	川崎市高津区上作延912番13先 川崎市高津区上作延912番13先	3.64	5.65	
新	上作延第65号線	川崎市高津区上作延912番4先 川崎市高津区上作延912番3先	4.00	5.65	

川崎市告示第615号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月13日から令和3年12月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上作延第65号線	川崎市高津区上作延912番4先 川崎市高津区上作延912番3先	

川崎市告示第616号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年12月14日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時

まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第617号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月14日から令和3年12月28日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	小杉第4号線	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目1228番13先 川崎市中原区小杉陣屋町2丁目1228番13先	1.52	14.18	
新	小杉第4号線	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目1228番6先 川崎市中原区小杉陣屋町2丁目1228番6先	2.76	14.18	

川崎市告示第618号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月14日から令和3年12月28日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
小杉第4号線	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目1228番6先	
	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目1228番6先	

川崎市告示第619号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月14日から令和3年12月28日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第149号線	川崎市宮前区西野川2丁目1276番34先 川崎市宮前区西野川2丁目1276番34先	3.36	9.29	
新	野川第149号線	川崎市宮前区西野川2丁目1276番26先 川崎市宮前区西野川2丁目1276番26先	4.00	9.29	

川崎市告示第620号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月14日から令和3年12月28日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第149号線	川崎市宮前区西野川2丁目1276番26先	
	川崎市宮前区西野川2丁目1276番26先	

川崎市告示第621号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月15日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年12月15日から令和4年1月4日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
古 沢 第11号線	川崎市麻生区古沢4045番1先	
	川崎市麻生区古沢4045番2先	

公 告

川崎市公告第1067号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高津休日急患診療所冷暖房設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区溝口5丁目15番5号
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎休日急患診療所冷暖房設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区富士見1丁目1番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎総合科学高等学校照明制御装置改修その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小向仲野町5番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年1月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	有馬第一住宅個別改善工事（2号棟）
	履行場所	川崎市宮前区東有馬5丁目2951-1ほか
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年1月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	渋川親水施設改良工事
	履行場所	川崎市中原区木月大町6番地先
	履行期間	契約日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年1月6日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区内道路補修(区画線その2)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「路面表示」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年1月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	農業技術支援センターナシ園改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅仙谷3丁目17-1
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	市道上麻生377号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生3丁目22番地先他1箇所
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
	契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 市道南生田88号線道路防護（法面）工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区南生田1丁目14番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月7日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1068号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月2日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生ケ丘2148番103
1,314平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都杉並区西荻北2丁目1番11号
株式会社三栄建築設計
代表取締役 小池信三
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年7月2日
川崎市指令 ま宅審（イ）第28号
令和3年8月5日
川崎市指令 ま宅審（イ）第39号（変更）

川崎市公告第1069号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和3年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 種 類
川崎都市計画地区計画の決定
- 2 名 称
長尾2丁目地区地区計画
- 3 位置及び区域
川崎市 多摩区 長尾2丁目地内
- 4 縦覧場所
川崎市まちづくり局都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
多摩区役所10階市政資料コーナー
(多摩区登戸1775-1)
多摩区役所生田出張所(多摩区生田7-16-1)
川崎市立多摩図書館
(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎地下1階)
- 5 縦覧期間

令和3年12月7日(火)から令和3年12月20日(月)まで

- 6 意見書提出期間
令和3年12月7日(火)から令和3年12月27日(月)まで

川崎市公告第1070号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和3年12月8日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件 名
「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」運営支援事業業務委託
- 2 委託内容
別紙仕様書のとおり（別紙省略）
- 3 履行期限
令和4年2月10日から令和5年3月31日まで
- 4 履行場所
川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他
- 5 提案上限額
13,500,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- 6 参加資格
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」に搭載されていること。又は、競争入札参加資格を申請中であること。（申請中の場合は、契約締結までに名簿に登載される必要がある。）
 - (4) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
 - (5) 3年以内に国又は地方公共団体から、本業務と同様の業務（介護予防・日常生活支援総合事業に関する調査研究、又は同事業に関する施策の企画立案等を支援する業務）を受託した実績があること。
 - (6) この委託業務について、確実に履行することができること。

7 スケジュール

内 容	実施主体	日 程
公募開始 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和3年12月8日(水)から
参加意向申出書等の受付	提案者→市	令和3年12月14日(火)まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和3年12月17日(金)まで
質問書の受付	提案者→市	令和3年12月21日(火)まで
質問書への回答	市→提案者	令和3年12月27日(月)まで
提案書等の提出	提案者→市	令和4年1月11日(火)まで
プレゼンテーションの実施、 選定審査委員会	提案者	令和4年1月18日(火)午前
選定結果通知	市→提案者	プレゼンテーション、選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和4年1月下旬を予定
契約締結		令和4年2月10日付を予定
業務開始		令和4年2月10日～

8 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
①参加意向申出書提出時 令和3年12月14日(火)まで	1	参加意向申出書(様式1)	1部
	2	実績表(様式2)	1部
	3	実績を証する書類(契約書の写し、補助事業の決定通知の写し等)	1部
	4	コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)	1部
	5	誓約書(様式4)	1部
	6	競争入札参加資格審査申請書の写し ※申請中の場合のみ	1部
②質問書提出時 令和3年12月21日(火)まで	1	質問書(様式5)	1部
③提案書提出時 令和4年1月11日(火)まで	1	提案書(任意様式)	10部 (正本1部 副本9部)
	2	提案書に記載した内容に関する参考資料(任意)	10部
	3	要件確認書(様式6)	1部
	4	見積書(任意様式)	1部

9 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局（提出場所と同じ）まで連絡すること。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和3年12月8日（水）から12月14日（火）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
専門支援担当 担当 竹田・佐々木
電話：044-200-3801
FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

8①のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参
*持参の場合は、事前に電話連絡すること
*郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 提案参加資格審査確認

提案参加資格の審査結果は、参加意向申出書を提出したすべての業者に対して、文書にて、令和3年12月17日（金）までに通知する。

10 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和3年12月17日（金）から12月21日（火）午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式（様式5）を本市ホームページからダウンロードした上で、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市は、すべての質問について、令和3年12月27日（月）までに回答を行う

11 提案書等の作成

(1) 提案書の作成

提案書については、次表の①～⑦の項目について、A4片面（横向き）・25枚以内で、分かりやすく作成すること。（様式任意、フォントサイズは自由）

なお、記載順等については、必ずしも表の並びに倣う必要はない。

また、提案書を補完する参考資料の提出は、A4片面10枚までの範囲内で認める。

基本事項	①	会社概要	名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容及び企業方針・企業理念について記載すること。
業務実績	②	業務実績	3年以内に国又は地方公共団体から受託した、本業務と同様の業務（介護予防・日常生活支援総合事業に関する調査研究、又は同事業に関する施策の企画立案等を支援する業務）における発注者等（省庁名や地方公共団体名等）・業務名・業務内容・受託期間、履行にあたり工夫した点を記載すること。業務実績が複数ある場合は、最大で3つまで記載すること。
企画提案	③	課題認識	介護予防・日常生活支援総合事業の政策的な目的や施策の全体像を整理した上で、地方公共団体が行うべき課題として認識している事項を記載すること。
	④	地域リハビリテーション	本市が推進する地域リハビリテーション施策の方針を踏まえ、地域リハビリテーション支援拠点による支援事例の検証・評価の実施方法を記載すること。
	⑤	基本的な考え方	本市の状況や特徴等に関する見解を示した上で、本業務に対する基本的な考え方と、提案者の役割・姿勢を記載すること。
	⑥	会議の進め方	会議の進め方について、全体のスケジュール案を提示した上で、各回のテーマ設定及びとりまとめに向けた議論の整理方法を記載すること。
	⑦	効果	本業務によって、本市における介護予防・日常生活支援総合事業の展開にもたらすと考える効果を記載すること。
運営体制	⑧	運営体制	本業務の実施に係る責任者や研究員等の人員体制を記載すること。

(2) 要件確認書の作成について

要件確認書（様式6）内の必要事項を記載すること。

(3) 見積書の作成

当業務委託の全期間分（令和3・4年度分）の総額を記載すること。

金額は消費税及び地方消費税抜きで算出し、単位を円で記載すること。

提案上限額は、総額13,500,000円とする。（消費税及び地方消費税抜き）

なお、会議の運営経費（委員謝金、会場借上費）は1,250,000円、地域リハビリテーション支援拠点の検証・評価経費（学識経験者謝金）250,000円と

して見込むこと。(消費税及び地方消費税抜き)

(4) 作成における注意事項等

- ① 提案書には表紙をつけ、表題、会社名、代表者職氏名、提出年月日を記載すること。
- ② 提案書及び参考資料の様式は、全てA4横版とすること。
- ③ 提案書及び参考資料は、提案書提出時に紙媒体に加え電子媒体でも提供すること(次の電子メールアドレスに電子メールにて送付でも可)。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp
- ④ 提案書(正本)の表紙及び見積書には、実印(代表者印)を押印すること。
- ⑤ 要件確認書及び見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

(5) その他注意事項等

- ① 見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。
- ② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。
- ③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加業者の負担とする。また、提案書等の提出書類の著作権は、提案参加業者に帰属する。

12 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

令和4年1月4日(火)から1月11日(火)
午後5時まで *土日・休日を除く

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
専門支援担当

(3) 提出書類

8③のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送

(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

*持参の場合は、事前に電話連絡すること

*郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

13 プレゼンテーションの実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和4年1月18日(火) 午前

※プレゼンテーションの開催時間及び開催場所については、提案参加業者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は、最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書に基づき、原則として本業務の実施責任者及び担当する者がプレゼンテーション及び質疑応答を実施するものとする。プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は10分以内とし、説明の際、プロジェクターの使用は不可とする。

14 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点する。詳細は、『「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」運営支援事業業務委託・受託予定者の選定基準』を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

15 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができる。

16 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 事務局(問い合わせ先及び提出先)

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

専門支援担当 竹田・佐々木

電話 044(200)3801

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1071号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月8日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	船客待合所防水改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町15番7号
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区役所道路公園センター冷暖房設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年1月17日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	南部市場青果卸売場棟耐震補強工事
	履行場所	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」又は「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月17日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	北部地域療育センター受変電設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区片平5丁目26番1号
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月17日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件名	高津区内主要地方道川崎府中舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市高津区久地1丁目9番地先
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p>	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	コンテナターミナル舗装補修ほか工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地内
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月12日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1072号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月8日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3年度「かわさき共生*共育プログラム」効果測定アンケート学校用集計ソフト改良にかかる業務委託

(2) 履行場所

川崎市教育委員会事務局 教育政策室

(3) 履行期間

令和4年1月4日から令和4年3月31日

(4) 委託概要

「かわさき共生*共育プログラム」の効果測定アンケートは、川崎市独自のアセスメントツールであり、子どもにアンケート調査を実施し、子どもの個人の傾向や、集団の人間関係を数値化して示し、市の標準偏差値と比較して状態や変容をとらえることができるものです。

本件は、各校の教職員がアンケート結果のデータをもって定期的に会議を行い、児童生徒理解を深め、より良い人間関係づくりに資するため、過去5年間のデータをもとに実態に合わせて集計ソフトを改良する業務です。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度「業務委託有資格業者名簿」に業種「電算関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でない者であること。

(4) 本市又は他の官公庁において過去3年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

川崎市教育委員会事務局教育政策室

電話 044-200-3068

(2) 配布及び提出期間

令和3年12月8日（水）から令和3年12月14日

（火）までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時

（土・日を除く。）

(3) 提出方法

持参に限りません。申込書、仕様書及び質問書等は、川崎市ホームページ（教育委員会）からダウンロードできます。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、上記3(1)の場所で配布します。

4 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年12月15日（水）までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和3年12月15日（水）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）に、上記3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和3年12月8日（水）から令和3年12月15日

（水）までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時

(土・日を除く。)

(3) 問い合わせ方法

所定の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年12月16日(木)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、入札当日に必ず持参してください。

イ 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。郵送は認めません。

エ 入札金額は、入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年12月23日(木) 午前10時

イ 入札場所 川崎市役所第4庁舎4階
第7会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市役所競争入札参加者心得」第7条に該当す

る入札は無効とします。

8 契約の手続き

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1073号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月9日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区宿河原六丁目793番2

678平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号

株式会社 三栄建築設計

代表取締役 小池 信三

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：8戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年6月23日

川崎市指令 ま宅審(イ)第23号

川崎市公告第1074号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

車いす移送用自動車の賃貸借及び保守

(2) 納入場所及び履行場所

川崎市北部地域支援室

(川崎市麻生区百合丘2-8-2)

(3) 履行期間

令和4年7月1日から令和11年6月30日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

車いす移送用自動車

詳細は仕様書によります。

イ 数量

1台

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」・種目「車両」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品の契約締結後、本市との間で決定した納入日までに確実に納入できること。

(5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問い合わせ先

一般競争入札参加申込書及び入札説明書等は、川崎市のウェブサイト「入札情報かわさき」にてダウンロードできるほか、次の所でも配布・閲覧できます。

〒215-0011

川崎市麻生区百合丘2-8-2

(北部リハビリテーションセンター2階)

健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

北部地域支援室 中野担当

電話 044-281-6621

FAX 044-966-0282

E-mail 40rihokub@city.kawasaki.jp

(2) 配付・閲覧・提出期間

令和3年12月10日(金)から令和3年12月17日(金)までとします。(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

郵送(提出期間内必着)又は持参

※ 郵送による場合は、郵送した当日中に件名、

会社名、担当者名、連絡先を記載した電子メールを上記3(1)へ送信してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和3年・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスに、令和3年12月21日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等を送付します。

また、当該委託先アドレスを登録していない者には、令和3年12月21日(火)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等を交付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年12月21日(火)から令和3年12月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)のFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和4年1月5日(水)までに、FAX又は電子メールにて送付します。

6 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札書等の提出方法

入札日当日、持参による提出とします。

(ア) 提出場所

川崎市北部地域支援室

川崎市麻生区百合丘2-8-2

北部リハビリテーションセンター3階会議室

(入札会場)

(イ) 提出日時

令和4年1月14日(金)午前11時

(2) 開札の場所及び日時

(ア) 場所 8(1)(ア)に同じ

(イ) 日時 8(1)(イ)に同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額

(ア) 入札は総価で行います。

(イ) この入札で調達する物品は福祉車両であるため非課税となります。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 委員会に苦情申し立てが行われた場合、申し立ての検討期間中、契約締結後の手続きを一時停止する

ことがあります。

(3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1075号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3年度備えるフェスタ2022設営等業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町72-1

(ラゾーナ川崎 ルーフ広場及び平面駐車場西)

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月25日まで

(4) 業務概要

川崎市が主催する「備える。フェスタ2022」設営・撤去及び運営支援等を円滑に行い、イベントを事故なく万全に行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、「備えるフェスタ」もしくは、備えるフェスタと同規模で、都道府県又は政令指定都市等が主催するイベント会場の設営、運営に係る履行完了実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び契約実績を証する書類(契約書の写し等)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 企画調整担当

電話 044-200-2893 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日から令和3年12月16日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの防災啓発のページ (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000135354.html>) (「入札情報かわさき」からもリンクあり) においてダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年12月20日 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明(予定)に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月20日から令和3年12月22日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。
(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年12月28日午後5時までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年1月7日 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

川崎市公告第1076号

入 札 公 告

池上自動車排出ガス測定局ほか9測定局で使用する電力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
池上自動車排出ガス測定局ほか9測定局で使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所及び調達見込数量

番号	測定局名称	所在地	調達見込数量 (kWh)
1	池上自動車排出ガス測定局	川崎区池上町3	6,470
2	日進町自動車排出ガス測定局	川崎区日進町23-1	5,390
3	遠藤町自動車排出ガス測定局	幸区遠藤町1	4,280
4	中原平和公園自動車排出ガス測定局	中原区木月住吉町33-1	4,530
5	二子自動車排出ガス測定局	高津区溝口5-15-7	5,560
6	宮前平駅前自動車排出ガス測定局	宮前区土橋2-1-1	4,880
7	本村橋自動車排出ガス測定局	多摩区宿河原2-59-2	4,640
8	麻生一般環境大気測定局	麻生区百合丘2-10	6,700

9	柿生自動車排出ガス測定局	麻生区片平2-30-7	5,600
10	富士見公園自動車排出ガス測定局	川崎区富士見1-1-6	7,200

調達見込数量 55,250キロワット時

- (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気業を営もうとする者として経済産業大臣により登録されていること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所
地域環境・公害監視担当 沖田
電 話 044-276-9096
F A X 044-288-3156
Eメール 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 小売電気事業を営もうとする者であることを確

認できる許可書等の写し

ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書（電気事業者用）の写し

(3) 配布・提出期間

令和3年12月10日（金）から12月16日（木）まで（土、日曜日を除く）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(4) 提出方法

持参に限ります。

4 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書、質問書等を含む）は3(3)の期間に3(1)の場所で交付します。また、3により競争入札参加申込書を提出した者にも同様に交付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年12月27日（月）までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、下記の日時、場所に直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和3年12月27日（月）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

6 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月6日（木）午後5時まで

（12月29日から1月3日を除く）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和4年1月12日（水）までに参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出日時

令和4年1月26日（水）午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所研修室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

8(1)アに同じ

(4) 開札の場所

8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及びホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第1077号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市PPPプラットフォームセミナー開催支援等業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

先進的な事例の紹介や民間企業との情報交換等を通じて、「庁内検討における川崎市の判断を後押しするための民間との意見交換・対話の場」と「PPP/PFI(民間活用)事業への地域企業の参画を促す場」を創出し、今後の川崎市におけるPPP/PFI事業の促進を図ることを目的に、川崎市PPPプラットフォーム(以下、PFという。)を開催している。

本年度においては、コロナ禍において、会場に人を集められない中、オンラインを併用したセミナーを開催する。

本業務は、PFセミナー開催の準備、運営等を円滑にかつ効果的に進めるため業務委託を行うものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「市場調査」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成28年度以降で、本市又は他官公庁においてPPP/PFI事業に係る類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する契約書の写しを提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

[住所等] 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

[担当課] 総務企画局行政改革マネジメント推進室

電話 044-200-0130(直通)

FAX 044-200-0622

E-mail 17manage@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日(金)から12月17日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

令和3年12月21日(火)

午前9時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月21日(火)から12月24日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 17manage@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-0622

(5) 回答方法

令和3年12月28日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子

メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年1月7日（金）午前9時30分

イ 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎11階 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1078号

二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託及び大師河原水防センター運営等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 目的

「二ヶ領せせらぎ館」（平成11年3月開設）及び「大師河原水防センター」（平成20年1月開設）は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「二ヶ領せせらぎ館」及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

この要領は、高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる非営利の事業者（公共的団体）を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 件名

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託

イ 大師河原水防センター運営等業務委託

※ 企画提案、契約は、上記ア、イの委託業務案件ごとに実施し、締結します。

(2) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 履行場所

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の履行場所
川崎市多摩区宿河原1丁目5番1号
ニヶ領せせらぎ館地内
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託の履行場所
川崎市川崎区大師河原1丁目1番15号
大師河原水防センター地内

(4) 主な業務内容

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の主な業務内容
- (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器(消火器具等)等の点検、自動体外式除細動器(AED)の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
- (イ) 受付及び案内業務
来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等
- (ウ) 会議室利用調整業務
施設利用者への案内、会議室の申込受付及び調整等
- (エ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の企画展示業務
1階展示スペースを利用した企画展示(参考:1か月ごと)、その他のスペースを利用した多摩川に関する情報展示、水槽での生きもの展示
- (オ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信
- (カ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
かわさき水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託の主な業務内容
- (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器(消火器具等)の点検及び総合点検、自動体外式除細動器(AED)の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
- (イ) 受付及び案内業務
来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等

- (ウ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の展示業務

1階河川情報室を利用した多摩川に関する情報展示、クラフト作成コーナーの設置及び展示、水槽での生きもの展示

- (エ) 多摩川の魅力発信等の広報業務

ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信

- (オ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務

教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成

- (カ) 防災意識の啓発及び大師河原河川防災ステーションの訓練利用調整業務

水防を中心とした防災意識の啓発、行政機関等の訓練利用に係る近隣住民や来館者への案内及び注意喚起等

- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
だいし水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力

(5) 事業委託料(参考)

事業委託料は、それぞれ次の金額を上限とします。なお、本件の予算金額及び契約金額の決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託

4,521,000円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

- イ 大師河原水防センター運営等業務委託

4,349,620円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録されていること。
- (4) 公共的な活動を行うために設立された特定非営利活動法人等の公共的団体であること
- (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること

(6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先
川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課
担当 平野、佐藤
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワーリパーク17階
電話 044-200-2268（直通）
FAX 044-200-3973
電子メール 53tamasu@city.kawasaki.jp

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内 容	期 間 等
参加意向申出書提出期間	受付期間： 令和3年12月10日（金）～令和3年12月28日（火）の午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く。） 郵送の場合： 令和3年12月28日（火）必着
参加資格審査結果通知発送	令和4年1月7日（金）
質問の受付及び回答	受付期間： 令和4年1月11日（火）～令和4年1月18日（火）午後5時まで 回答日： 令和4年1月25日（火）予定 ※質問の受付は、電子メールのみとし、質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し電子メールで送付します。
企画提案書等提出期限	令和4年2月1日（火）午後5時まで 郵送の場合： 令和4年2月1日（火）必着
書類審査	令和4年2月1日（火）～令和4年2月8日（火） ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、書類審査とヒアリング審査を同日に行います。
ヒアリング審査	令和4年2月14日（月）を予定
受託候補者選定結果の通知	令和4年2月下旬を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、建設緑政局緑政部多摩川施策推進課の所管するホームページ及び「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、プロポーザル参加意向申出書（様式1）及び質問書（様式2）の様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

令和3年12月10日（金）

7 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「3参

加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により各1部を提出してください。

(1) 提出期間

受付期間： 令和3年12月10日（金）から令和3年12月28日（火）まで

（郵送の場合は令和3年12月28日（火）までに必着）

受付時間： 午前9時から午後5時まで

（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）

(2) 配布・提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、参加資格確認結果通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和4年1月7日（金）に、原則として電子メールにより送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した案件について、質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

(2) 配布・受付場所

4に同じ

(3) 受付期間

令和4年1月11日（火）から令和4年1月18日（火）午後5時まで

(4) 回答方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した案件に対する質問の回答は、令和4年1月25日（火）までに、全ての参加事業者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出してください。

(1) 提出期限

令和4年2月1日（火）午後5時まで

（郵送の場合は令和4年2月1日（火）までに必着）

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加資格を有する場合には、令和4年1月7日

(金)に企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付します。

- ア 企画提案書
- イ 団体概要書
- ウ 業務計画書
- エ 提案業務年間計画書
- オ 見積書
- カ 法人の定款、役員名簿(任意帳票)
- キ 団体の活動がわかる実績報告書(任意帳票)

(4) 留意点

- ア 提出書類は、正本1部と副本8部をそれぞれ製本し、提出してください。
- イ 用紙はA4判横書きとし、左上1か所とじてください。また、企画提案書の表紙を除いて20ページ以内で作成し、ページ番号を下部に記載の上、片面印刷で提出してください。
- ウ 提出された提案書類は返却しません。
- エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。
- オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容の全てが契約に反映されるとは限りません。
- カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。なお、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。ただし、応募した事業者が5者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に対して、審査の日程等を通知します。

(2) ヒアリング審査

受託者を特定するため、必要に応じて提案内容を説明(プレゼンテーション)していただき、その後、質疑応答を行います。

ア 日時(予定)

令和4年2月14日(月)

※ 時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 会場(予定)

川崎駅前タワーリパーク17階 建設緑政局会議室

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書等に基づいて、15分程度で提案を行っていただきます。その後、15分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各参加事業者につき3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

(3) 受託候補者選定結果通知(予定)

令和4年2月下旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (4) 契約保証金

業務受託に係る契約保証金については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条第5号の適用により納付を免除します。

13 業務に関する参考資料

次のURLを参照してください。

(1) 川崎市新多摩川プラン

(<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>)

(2) 多摩川流域リバーミュージアム

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00469.html>)

(3) 多摩川エコミュージアムプラン

(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0.html>)

(4) ニヶ領せせらぎ館

(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0.html>)

(5) 大師河原水防センター

(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-2-0-0-0-0.html>)

(6) みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)

(7) 水辺の楽校

(http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/
category/29-5-16-2-3-0-0-0-0.html)
(http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/
past_press/press/200301_06/030205/030205_
ref5.html)
(8) 多摩川流域懇談会
(http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/

keihin00123.html)

川崎市公告第1079号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年12月10日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度登戸土地区画整理事業道路築造等設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区登戸地内
	履行期間	令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：道路）又はRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者。なお、主任技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年1月13日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1080号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度防災広報紙印刷配布業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内
- (3) 履行期間
契約日から令和4年3月15日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去5年間で2件以上国又は地方公共団体において、刊行物を5万部以上配布する契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び契約実績を証する書類（契約書の写し等）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 企画調整担当
電話 044-200-2893（直通）
FAX 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日から令和3年12月16日までの午

前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの防災啓発のページ (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000135079.html>) (「入札情報かわさき」からもリンクあり) においてダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年12月20日 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明(予定)に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月20日から令和3年12月22日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問

受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年12月28日午後5時まで、入札参加資格を有する者へ原則電子メールにて回答を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年1月6日 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ 上記ア以外の場合は、契約金額の10%を納入し

なければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

川崎市公告第1081号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立学校が使用する公衆街路灯、定額電灯、従量電灯及び低圧電力の供給契約

(2) 供給内容

16,868kWh(見込み)

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

川崎市立殿町小学校ほか57校

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 令和3年12月10日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止が行われていないこと。

(3) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。

(4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。

(5) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解

した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
電話 044-200-3264

(2) 配布、提出期間

令和3年12月10日(金)~令和3年12月20日(月)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年12月23日(木)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和3年12月23日(木)~令和3年12月27日(月)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAX宛に送信してください。

FAX宛先 044-200-3950

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和4年1月6日(木)までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

- ア 持参による入札
 (ア) 入札日時
 令和4年1月17日(月) 午後3時00分
 (イ) 入札場所
 川崎市川崎区東田町5番地4
 第3庁舎15階 第1会議室
- (2) 入札保証金
 免除とします。
- (3) 開札の日時
 上記7(1)ア(ア)に同じ。
- (4) 開札の場所
 上記7(1)ア(イ)に同じ。
- (5) 落札者の決定方法
 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効
 な入札を行った者を落札者とします。ただし、著し
 く低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
 は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、令和4年第1
 回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議
 決を条件とします。

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
 免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
 付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (3) 前払金
 否
- (4) 契約条項等の閲覧
 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
 は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
 「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
 することができます。
- 9 その他
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
 語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
 上記3(1)に同じ。

川崎市公告第1082号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	あおぞら定期修理
	履 行 場 所	請負人工場
	履 行 期 間	令和4年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種 目「船舶」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和4年1月27日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1083号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度川崎水素施設VRコンテンツ制作委託

(2) 履行場所

川崎市内ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 委託概要

川崎の水素関連施設を広く紹介するため、撮影した実地の画像に説明等を付加し、視聴者が一定程度自由な角度で実地の様子を確認できるバーチャルリアリティ（以下「VR」と記載）コンテンツを制作するもの。

(参考 <https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000127527.html>)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「その他」、種目「映画・ビデオ制作」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和元年度以降において、本市以外の官公庁が発注したものを含め、本件に類似する360°動画の撮影または制作の受注実績（再委託による受注実績も可とする）があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布場所
入札情報かわさき「入札公表一覧」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/servlet/p>)の当該件名の入札ページからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は下記(3)の場所で下記(2)の期間に配布します。

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日（金）から令和3年12月17日（金）までとします（9時から12時まで及び13時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝

日を除く）。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
電話 044-200-0856

(4) 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も、令和3年12月17日（金）17時までに川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部に到着する必要があります。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録された電子メールのアドレスに令和3年12月20日（月）に送付します。

5 仕様書等の配布及び質問受付

(1) 仕様書等の配布場所

上記3(1)に同じ

(2) 配布期間

上記3(2)に同じ

(3) 仕様書等に関する質問受付

質問は指定の「質問書」様式に記入し、電子メールで送付してください。

ア 質問書の配布場所

上記3(1)に同じ

イ 質問受付期間

令和3年12月10日（金）から令和3年12月22日（水）までとします（9時から12時まで及び13時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）。

ウ 質問書提出方法

電子メールで受け付けます。件名を「水素VR制作委託質問」とし、59jigyo@city.kawasaki.jp（川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部）あてに質問書（印不要、ワードファイルのまま）を送付ください。

エ 質問回答

回答は令和3年12月24日（金）までに、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者全ての上記4の電子メールアドレスに送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10パーセント）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時 令和4年1月6日（木）

11時00分

イ 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎10階
（臨海部国際戦略本部会議室）

(3) 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、提出してください。なお、郵送は認められません。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定めます。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません。当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(6) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(7) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされたものは除きます。なお、

開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意志が無いものとみなします。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札は所定の入札書をもって行います。

(4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

(5) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(6) 関連情報を入手するための窓口は上記3(3)に同じです。

川崎市公告第1084号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3年度避難場所標識盤面張替等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

市役所第3庁舎7階 総務企画局危機管理室

ほか市内既設避難場所標識設置箇所

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(4) 川崎市内に本店又は受任地を有していること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項第1号による中小企業者であること。

(6) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作成を含むに同程度の規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(6)に示す契約実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室運用地域調整担当 高尾

電 話 044-200-2820(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託「入札公表」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日(金)から令和3年12月16日(木)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和3年12月17日(金)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和3年12月17日(金)午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、3(1)同様の方法でインターネットからダウンロードできます。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年12月17日(金)から令和3年12月21日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。様式の入手については3(1)と同様となります。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和3年12月22日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年12月24日(金) 午前11時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1085号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎駅前共同第一ビル

川崎市川崎区駅前本町7番地7 その他20筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 長島 巖

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

大西 寛子

川崎市多摩区菅馬場3丁目19番10号

木下 廣美

川崎市川崎区大師河原1丁目1番10-214号

木下 薫

川崎市川崎区大師河原1丁目1番10-214号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 池谷 幹男

(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 長島 巖

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	ファーボ株式会社	代表取締役 伊藤 満	東京都世田谷区等々力 6-21-22
②	株式会社GROWS	代表取締役 島田 忍	東京都千代田区神田多 町2-4 ME神田司町ビル2階
③	株式会社大西薬局	代表取締役 谷本 充生	川崎市川崎区駅前本町 7-5
④	株式会社 中央コンタクト	代表取締役 藤本 亮吉	静岡県静岡市葵区伝馬 町3-1 深尾ビル3階

他計24者

(変更後)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	小菅製パン 株式会社	代表取締役 小菅 大輔	千葉県柏市豊四季141-61 アンビシヤス豊四季603号
②	株式会社山助	代表取締役 濱口 桂次	川崎市宮前区水沢1-1 -1 関連棟3F
③	株式会社 大西薬局	代表取締役 大西 充生	川崎市川崎区駅前本町 7-5
④	株式会社尾張屋	代表取締役 大石 尾張	愛知県名古屋市中区 丸の内3-7-26 ACAビル5階

他計24者

4 変更の年月日

- (1) 令和2年4月1日
- (2) ①令和2年5月1日
②令和3年11月27日
③令和2年8月13日
④令和3年9月5日

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更によるもの
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

6 届出の年月日

令和3年12月6日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和3年12月10日から令和4年4月10日の午前8時
30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日、休日、12月29日から1月
3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため
に配慮すべき事項について意見を有する者は、当該

公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出
によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和4年4月10日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第1086号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度非常用発電装置点検整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区役所ほか2か所

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

防災用の非常用発電装置を円滑に運用するため、
発動機部分の年次点検、整備及び始動用バッテリー
の交換を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種
「施設維持管理」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体に
おいて、非常用自家発電設備の点検に関する類似の
契約を締結し、これらをすべて誠実に履行している
こと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持
参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日(金)から12月15日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年12月16日(木)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年12月17日(金)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月10日(金)から12月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年12月20日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年12月23日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年1月6日(木)
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1087号

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等の構築に関わるサーバ機器等の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階ほか
- (3) 履行期間

令和9年9月30日限り
- (4) 委託概要

詳細は「川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等の構築に関わるサーバ機器等の賃貸借及び保守調達仕様書」によります。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用品」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
金澤、荒井
電 話：044-200-2651(直通)
F A X：044-200-3926
E-mail：40zaitak@city.kawasaki.jp
 - (2) 配付・提出期間

令和3年12月10日(金)から令和3年12月17日(金)までの午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分までとします(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 - (3) 提出方法

持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (1) 日時

令和3年12月22日(水)午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分まで
 - (2) 場所

3(1)に同じ
 - (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市の公式ウェブサイトの「入札情報かわさき」からダウンロードできます(URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

- (4) 入札説明書等の目的外利用の禁止
入札説明書等は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (5) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様等に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 質問受付期間
令和3年12月10日(金)から令和3年12月23日(木)の午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メールによります。
送付先 40zaitak@city.kawasaki.jp
- (5) 回答日
令和3年12月27日(月)
- (6) 回答方法
上記(5)の日に、一般競争入札参加確認申請書を提出した者に文書(電子メール)にて送付します。
- (7) その他
(4)及び(6)について、電子メールによりがたい場合はFAXによります。
FAX 044-200-3926
- 6 入札参加希望者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。
- 7 入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、上記1(1)の契約金額の総額で行います。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額でもって契約金額とするので、入札者は税抜き金額を入札書に記載してください。
- ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して提出してください。
- エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してく

ださい。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年1月7日(金)午後2時00分

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階10E会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と落札者が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とします。

ウ 契約事務の受託者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市公式ウェブサイトの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

(1) 本入札公告及び入札説明書に定めもののほか、本件入札に関する事項は、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札心得等の定めるところによります。

(2) 本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) その他問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第1088号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月13日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
かわさき南部斎苑長寿命化整備実施計画等作成業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区夜光3-2-7
- (3) 履行期間
契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要
本委託は、かわさき南部斎苑において、令和2年度に行った長寿命化計画を基に、改修の優先度、コストの平準化、施設運営への影響等を考慮し、今後実施する大規模修繕に向けた実施計画等資料を作成することを目的とする。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他」に登録されていること。
- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内(準市内)」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年以内に公共建築物における長寿命化計画、中長期保全計画作成、またはこれに類似する業務の実績を複数有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや委託実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
川崎市健康福祉局総務部施設課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-0458(直通)
FAX 044-200-3926
e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月13日(月)から令和3年12月17日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(3) 関連資料の閲覧等

仕様書第7条(1)ウ 令和2年度かわさき南部斎苑長寿命化計画作成業務委託成果については3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で閲覧に供するとともに、希望者には電子メールにて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年12月21日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月21日(火)から令和3年12月24日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3926

(5) 回答方法

令和3年12月28日(火)午後5時まで、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年1月11日(火)午後13時15分

イ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館10階

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1089号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区宮前平三丁目11番27

ほか3筆

1,599平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市美浜区ひび野1-4-3

新日本建設株式会社

代表取締役 高見 克司

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：42戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年1月24日

川崎市指令 ま宅審(イ)第102号

令和2年9月14日

川崎市指令 ま宅審(イ)第57号(変更)

川崎市公告第1090号

ふれあいの森の解除について

「ふれあいの森」設置事業要綱第9条第1項の規定に基づきふれあいの森を解除したので、同要綱第10条の規定により次のとおり公告します。

令和3年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 ふれあいの森の名称

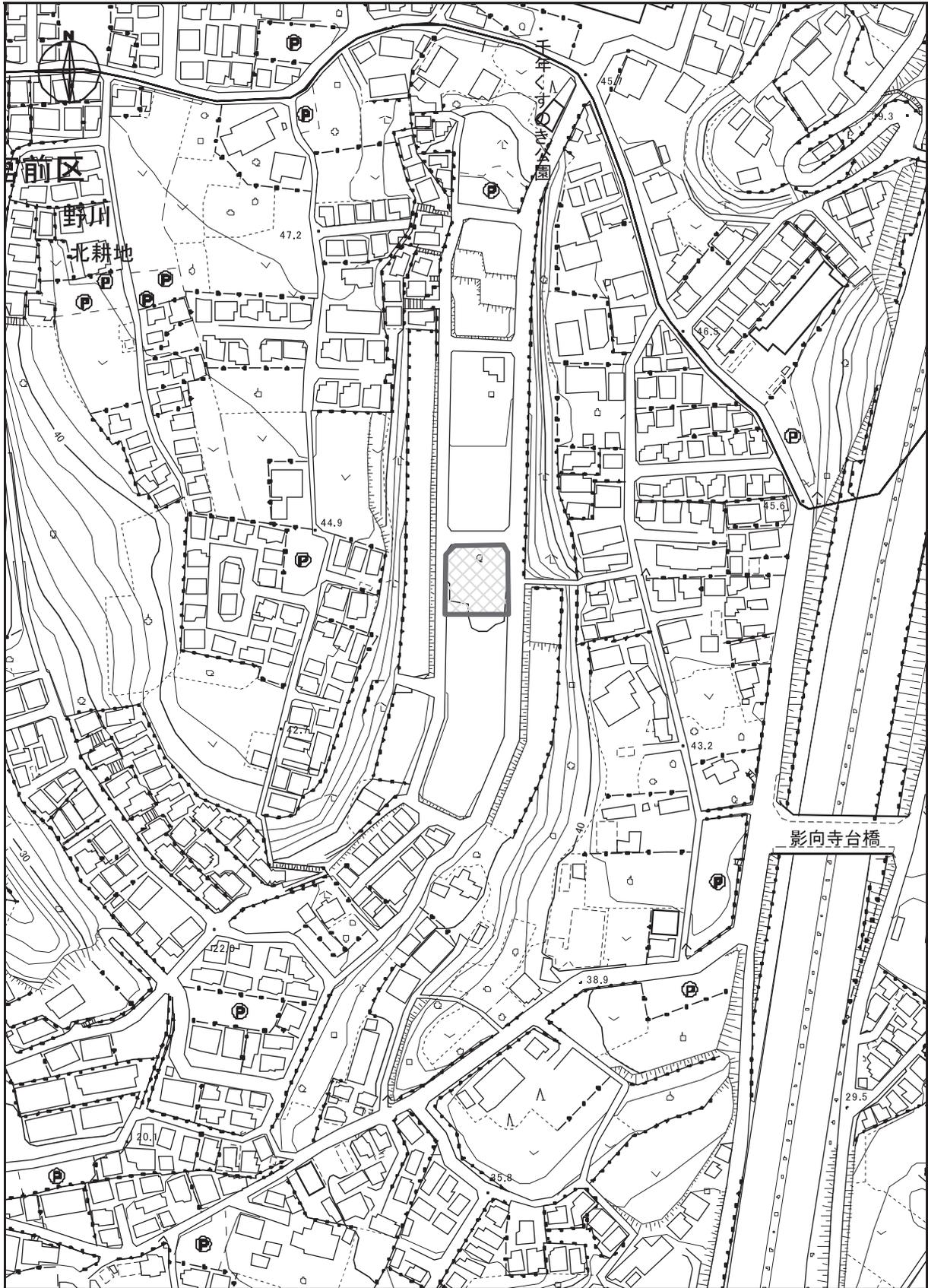
北野川ふれあいの森

2 土地の区域

川崎市宮前区野川本町1丁目34-47の一部ほか

(別紙区域図のとおり)

位置図



川崎市公告第1091号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 3年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	かわさき北部斎苑落石防止フェンス新設その他工事
	履行場所	川崎市高津区下作延6丁目18番1号
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月17日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	柿生学園空気調和その他設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区五力田2丁目20番10号
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年1月28日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 中原生活環境事業所受変電設備補修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区中丸子155-1
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年1月7日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1092号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月15日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区土橋二丁目8番3
ほか2筆の一部
2,360平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿1丁目20番2号
ホウライビル5階
積水ハウス株式会社 東京マンション事業部
事業部長 迫田 秀樹
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数: 69戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年12月12日
川崎市指令 宅審(イ)第91号
令和3年8月4日
川崎市指令 宅審(イ)第37号(変更)
令和3年10月15日
川崎市指令 宅審(イ)第68号(変更)

川崎市公告第1093号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月15日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川西耕地3611番12

(第2工区)

503平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
アートプラン 株式会社
代表取締役 松本 修
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数: 7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年3月10日
川崎市指令 宅審(イ)第193号
令和3年1月8日
川崎市指令 宅審(イ)第105号(変更)

公告(調達)

川崎市公告(調達)第373号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
令和3年度ブランドメッセージ広告掲出(駅貼りポスター掲出)業務
 - (2) 履行場所
JR川崎駅等
 - (3) 履行期限
契約締結日から令和4年3月31日まで
 - (4) 業務概要
本業務は、川崎市民の地域への愛着や誇り(シビ

ックプライド)の醸成を目的として策定したブランドメッセージのポスターを市内の各鉄道路線駅に掲出することで、ブランドメッセージを通じた効果的なプロモーション活動を推進することを目的に実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」種目「広告代理」で登録されている者。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電 話 044-200-2273

F A X 044-200-3915

電子メール 17brand@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月27日(月)から令和4年1月7日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日までの期間を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、確認通知書を1月12日(水)午後5時までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問受付期間

令和4年1月12日(水)から1月17日(月)正午まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。最終日は正午まで)

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(1)ウの期間内に必着するよう発送してください。

(2) 回答

令和4年1月19日(水)午後5時までに、回答書を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書

を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和4年1月24日（月）午前11時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎4階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告（調達）第374号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業務一部委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局保健所

（川崎市幸区堀川町580番地）ほか

(3) 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 業務概要

令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業務一部委託

詳細は「仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」かつ種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 過去に本市又は他官公庁において、類似業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所療養支援担当 高橋

電 話 044-200-1187（直通）

F A X 044-200-3986

メール 40ryoyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月6日（木）までとします。（土・日及び休日並びに12月29日から1月3日までの期間を除く毎日8時30分から12時まで及び13時から17時まで）

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似業務実績調書

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争

入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年1月7日(金) 8時30分から12時まで及び13時から17時まで

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」—「入札情報」の”委託”—「入札公表」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間及び方法

仕様に関する質問がある場合は、土・日及び休日を除く令和4年1月7日(金)から1月13日(木)の8時30分から12時まで及び13時から17時まで、別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業務一部委託に係る質問書」を使用し、指定する電子メールにより提出してください。質問する際には、電子メールの件名は「【問合せ】令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業務一部委託に係る質問について」とし、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

なお、仕様書の添付資料は一般競争入札参加資格確認通知書とともに送付します。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、競争参加資格有資格者全員に対し、令和4年1月14日(金)に電子メールにて送付します。ただし、競争参加有資格者以外からの質問については、回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当

する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札を代理人に委任する場合は、入札書他に、委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年1月31日(月) 16時30分

イ 入札場所 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局 12D会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約締結予定日等

ア 契約締結予定日 令和4年1月31日

イ 着手予定日 令和4年2月1日

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市ホームページの「入札情

報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第375号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 パーソナルコンピュータ及びディスプレイ等の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎
- (3) 履行期間 令和4年3月28日から令和9年3月27日まで
- (4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市「令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類(写し可)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎11階)

総務企画局情報管理部ICT推進課

担当 村石、谷

電話番号 044-200-2109

FAX 044-200-0622

e-mail 17ictsui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月27日(月)から令和4年1月13日(木)までとします。(土日祝日、令和3年12月29

日から令和4年1月3日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も、令和4年1月13日(木)午後5時15分までに川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に到着する必要があります。なお、郵送の場合は郵送した日に(1)の場所に必ず電話をしてください。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和4年1月18日(火)

午後1時から午後5時15分まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年1月18日(火)から令和4年1月21日(金)まで(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和4年1月26日(水)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

5年のリース総額で行います。ただし、消費税等

を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月31日(月) 午後2時00分
イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎9階開発室I

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。
イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告(調達)第376号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

Office365ライセンスの導入支援及び保守(サポート)委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(4) 委託概要

別途調達するテレビ会議用パソコンで使用するOffice365ライセンスを導入し、必要なサポートを受けるために委託を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局情報管理部ICT推進課 村石、谷

電話 044-200-2109(直通)

FAX 044-200-0622

電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月27日(月)から令和4年1月13日(木)までとします。(土日祝日、令和3年12月29日から令和4年1月3日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和4年1月13日(木)17時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和4年1月18日(火)

午後1時から午後5時15分まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和4年1月18日(火)から令和4年1月21日(金)まで(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参で送付してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。ただし、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

(4) 回答

令和4年1月26日(水)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月31日(月) 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手續等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条第各号に該当する場合は

免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要件

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告(調達)第377号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市立中学校50校教育用コンピュータ機器賃貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター

川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和3年11月16日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C

専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

新国際ビル7階

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)

1,019,292,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年9月27日

川崎市公告(調達)第378号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市立川崎総合科学高等学校コンピュータ機器賃貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター

川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和3年11月30日

4 契約の相手方の氏名及び住所

三菱HCキャピタル 株式会社 神奈川法人支店

支店長 佐久間 英俊

横浜市西区高島1丁目1番2号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)

408,648,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年10月11日

川崎市公告(調達)第379号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ-質量分析計装置一式

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年12月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 江田商会

代表取締役 原田 義富

横浜市港北区新羽町284番地

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

32,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年10月25日

税 公 告

川崎市税公告第203号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月29日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	令和3年12月10日	計32件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和3年12月10日	計2件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	令和3年12月10日	計54件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和3年12月10日	計9件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	令和3年12月10日	計9件
令和3年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	令和3年12月10日	計1件
令和3年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	8月随時分	令和3年12月10日	計1件
令和3年度	法人市民税	7月随時分	令和3年12月10日	計1件
令和3年度	軽自動車税	全期分	令和3年12月10日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第204号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月3日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第205号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月3日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第206号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月7日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第207号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第208号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第58号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年12月9日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和4年1月1日から

令和8年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1187

商号又は名称 有限会社一空調

営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区峰沢町258番42号

代表者氏名 松尾 堅一

川崎市上下水道局告示第59号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年12月9日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和4年2月1日から

令和9年1月1日まで

2 指定工事店

指定番号 857

商号又は名称 大雄建設株式会社

営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区峰岡町1丁目3番12号

代表者氏名 志村 昌孝

指定番号 464

商号又は名称 有限会社井上ラジオ店

営業所所在地 川崎市宮前区有馬2丁目11番3号

代表者氏名 井上 孝

指定番号 677

商号又は名称 旭水道株式会社

営業所所在地 横浜市鶴見区矢向3丁目23番11号

代表者氏名 矢野 靖子

指定番号 671

商号又は名称 株式会社モリ土木

営業所所在地 横浜市南区宿町2丁目50番地

代表者氏名 森 英

指定番号 858

商号又は名称 アオキ工業株式会社

営業所所在地 横浜市金沢区釜利谷東4丁目57番14号

代表者氏名 青木 孝信

指定番号 1015

商号又は名称 株式会社総栄

営業所所在地 神奈川県茅ヶ崎市堤1628番地

代表者氏名 上原 総栄

指 定 番 号 465
 商号又は名称 有限会社共伸設備
 営業所所在地 横浜市緑区三保町2461番地7
 代表者氏名 八木 繁治

指 定 番 号 1019
 商号又は名称 工藤企画サービス
 営業所所在地 相模原市中央区光が丘2丁目28番11号
 代表者氏名 工藤 博

指 定 番 号 475
 商号又は名称 塚田設備株式会社川崎支店
 営業所所在地 川崎市麻生区栗木1丁目24番16号
 代表者氏名 塚田 健一

指 定 番 号 860
 商号又は名称 有限会社須藤工業
 営業所所在地 相模原市緑区東橋本2丁目13番17号
 代表者氏名 須藤 治代

指 定 番 号 470
 商号又は名称 有限会社イシハラ住設
 営業所所在地 横浜市青葉区柿の木台18番地11
 代表者氏名 石原 謙二

指 定 番 号 1018
 商号又は名称 東京ガスエスネット株式会社
 東京ガスライフバル川崎北
 営業所所在地 川崎市多摩区三田4丁目2番1号
 代表者氏名 鈴木 政孝

指 定 番 号 861
 商号又は名称 ケイ・アイ工業
 営業所所在地 横浜市青葉区柿の木台13番地12
 代表者氏名 石黒 清信

指 定 番 号 477
 商号又は名称 オカモト総合設備株式会社
 営業所所在地 横浜市瀬谷区竹村町19番地3
 代表者氏名 岡本 貴士

指 定 番 号 1014
 商号又は名称 アズビル金門エンジニアリング株式会社
 営業所所在地 川崎市中原区下小田中2丁目18番1号
 代表者氏名 林 成一郎

指 定 番 号 471
 商号又は名称 有限会社国府田設備
 営業所所在地 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目13番地71
 代表者氏名 國府田 昭彦

指 定 番 号 474
 商号又は名称 東西工業株式会社
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区法泉2丁目25番18号
 代表者氏名 丸中 達哉

指 定 番 号 674
 商号又は名称 有限会社日成設備
 営業所所在地 神奈川県大和市中央林間西1-16-17
 代表者氏名 金子 由紀夫

指 定 番 号 1013
 商号又は名称 S T L 森山建設株式会社
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目6番地
 の4ナカムラビル4階
 代表者氏名 森山 政明

指 定 番 号 683
 商号又は名称 若松工業
 営業所所在地 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地12
 ローレル白幡202
 代表者氏名 若松 隆

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告99号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月7日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に 付する事項	件 名	デジタル水道メーター（修理品）13mm 12,150個
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課
	履 行 期 間	令和4年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、希望種目「水道用品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093
入札日時等	令和4年1月21日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第100号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月7日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度 稲田取水所 沈砂池No.3汚泥処分業務委託(単価契約)
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1(稲田取水所内)
	履 行 期 間	令和4年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」で登録されている者 (4) 平成18年4月1日以降に、国又は地方公共団体等が発注した汚泥の処分業務について元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けていること。 (6) 液状の汚泥の処分が1日30トン以上かつ1か月400トン以上受け入れることが可能であること。 (7) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第3条に規定する大型自動車が行き来できる行程で稲田取水所からの距離が30キロメートル以内にあること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話044-200-2097	
入札日時等	令和4年1月11日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	宿河原排水樋管ゲートほか実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原地先ほか
	履 行 期 間	令和4年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年度以降に契約した下水道施設における排水涵管ゲート設備の新設、増設又は更新に伴う実施設計業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門：下水道）又は技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	令和4年1月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	浸水被害軽減対策基本計画策定支援業務委託その8
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内ほか
	履行期間	令和4年9月30日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）平成18年3月 国土交通省」又は「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）平成28年4月 国土交通省」に基づいて、浸水シミュレーションを活用した「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門：下水道）又は技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和4年1月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	浸水被害軽減対策基本計画策定支援業務委託その9
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区内ほか
	履 行 期 間	令和5年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、次のア～ウの業務内容全てについて元請けとしての履行完了実績を有すること。なお、実績については、それぞれ別々の委託業務でも可とする。</p> <p>ア ポンプゲート設備設計</p> <p>イ 河川流況解析</p> <p>ウ 雨水流出解析</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、業務責任者と照査技術者は兼務できない。また、ア及びイは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要。</p> <p>ア 技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)又は技術士(上下水道部門:下水道)のいずれかの資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和4年1月11日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第101号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月7日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	六郷遮集幹線その4工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区港町、旭町1丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から690日間
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている3者(以下それぞれ「代表者」、「構成員2」、「構成員3」という。)により結成されている共同企業体(以下「特定JV」という。)でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を15%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

<p>参加資格</p>	<p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道シールド」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>イ 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木」の総合評定値が1200点以上であること。</p> <p>ウ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p> なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>オ 平成18年4月1日以降にシールド工法(泥土圧方式)を採用した公共工事(元請に限る。)において、天然ガスの防爆対策をして施工した実績を有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>イ 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木」の総合評定値が1000点以上であること。</p> <p>ウ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>(4) 特定JVの構成員3に必要な条件</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ウ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和4年1月17日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高石配水塔長寿命化対策工事
	履行場所	川崎市多摩区西生田5-28-1(高石配水塔内)
	履行期間	契約の日から令和5年6月30日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下「特定JV」という。)でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	

参加資格	(3) 特定JVの構成員2に必要な条件 ア 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月17日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	木月住吉町350mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：中原区木月住吉町21-16先 至：中原区荻宿3-39-2先 ほか4件
	履行期間	契約の日から325日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和4年1月12日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	岡上200mm・100mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：麻生区岡上669-1先</p> <p>至：麻生区岡上1028先</p>
	履行期間	契約の日から190日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和4年1月12日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第102号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月14日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	菅5丁目200mm-100mm配水管布設替及び工水3号導水管350mm撤去工事
	履行場所	自：多摩区菅5-15先 至：多摩区菅稲田堤1-3-4先 ほか2件
	履行期間	契約の日から320日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が60点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

<p>参加資格</p>	<p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和4年1月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>その他</p>	<p>本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本工事又は「下平間200mm-100mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「下平間200mm-100mm配水管布設替工事」、本工事の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、「下平間200mm-100mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件名</p>	<p>下平間200mm-100mm配水管布設替工事</p>
	<p>履行場所</p>	<p>自：幸区古市場1756-2先 至：幸区下平間357先 ほかに7件</p>
	<p>履行期間</p>	<p>契約の日から385日間</p>
<p>参加資格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	<p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が60点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>						
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>						
入札日時等	<p>令和4年1月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>						
入札保証金	<p>免</p>						
契約書作成	<p>要</p>						
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>						
その他	<p>本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本工事又は「菅5丁目200mm-100mm配水管布設替及び工水3号導水管350mm撤去工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本工事、「菅5丁目200mm-100mm配水管布設替及び工水3号導水管350mm撤去工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、「菅5丁目200mm-100mm配水管布設替及び工水3号導水管350mm撤去工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>						
<p>(案件3)</p>							
競争入札に付する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1859 454 1904">件名</td> <td data-bbox="454 1859 1428 1904">神明町2丁目350mm-100mm配水管布設替工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1915 454 1993">履行場所</td> <td data-bbox="454 1915 1428 1993">自：幸区神明町2-29-51先 至：幸区神明町2-14-1先 ほか3件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 2004 454 2038">履行期間</td> <td data-bbox="454 2004 1428 2038">契約の日から295日間</td> </tr> </table>	件名	神明町2丁目350mm-100mm配水管布設替工事	履行場所	自：幸区神明町2-29-51先 至：幸区神明町2-14-1先 ほか3件	履行期間	契約の日から295日間
件名	神明町2丁目350mm-100mm配水管布設替工事						
履行場所	自：幸区神明町2-29-51先 至：幸区神明町2-14-1先 ほか3件						
履行期間	契約の日から295日間						

<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>						
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>						
<p>入札日時等</p>	<p>令和4年1月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>						
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>						
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>						
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>						
<p>そ の 他</p>	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>						
<p>(案件4)</p>							
<p>競争入札に付する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1805 454 1845"> <p>件 名</p> </td> <td data-bbox="466 1805 1423 1845"> <p>登戸150mm-50mm配水管布設替工事</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1852 454 1928"> <p>履 行 場 所</p> </td> <td data-bbox="466 1852 1423 1928"> <p>自：多摩区登戸168-1先 至：多摩区登戸458先 ほかに18件</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1935 454 1980"> <p>履 行 期 間</p> </td> <td data-bbox="466 1935 1423 1980"> <p>契約の日から355日間</p> </td> </tr> </table>	<p>件 名</p>	<p>登戸150mm-50mm配水管布設替工事</p>	<p>履 行 場 所</p>	<p>自：多摩区登戸168-1先 至：多摩区登戸458先 ほかに18件</p>	<p>履 行 期 間</p>	<p>契約の日から355日間</p>
<p>件 名</p>	<p>登戸150mm-50mm配水管布設替工事</p>						
<p>履 行 場 所</p>	<p>自：多摩区登戸168-1先 至：多摩区登戸458先 ほかに18件</p>						
<p>履 行 期 間</p>	<p>契約の日から355日間</p>						
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>						

参加資格	<p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月18日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	中幸町2丁目100mm-50mm配水管布設替工事
	履行場所	自：幸区中幸町1-31先 至：幸区中幸町2-18-8先 ほか13件
	履行期間	契約の日から295日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>	

参加資格	<p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年1月18日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本工事又は「中丸子100mm-50mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本工事、「中丸子100mm-50mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、「中丸子100mm-50mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	中丸子100mm-50mm配水管布設替工事
	履行場所	自：中原区中丸子1280先 至：中原区中丸子174-2先 ほか16件
	履行期間	契約の日から305日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年1月18日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本工事又は「中幸町2丁目100mm-50mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。	

そ の 他	<p>(2) 落札候補者決定は、「中幸町2丁目100mm-50mm配水管布設替工事」、本工事の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、「中幸町2丁目100mm-50mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第37号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4年度 下水汚泥焼却灰等運搬処分業務その
1 委託(単価契約)

(2) 履行場所

川崎市川崎区浮島町523-1 番地先

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和4年7月29日まで

(4) 業務概要

本業務委託は、浮島地区に保管している加湿焼却灰等を管理型最終処分場へ車両で輸送し、陸上埋立処分を行うものです。

① 運搬業務

② 特定産業廃棄物処分業務

③ 産業廃棄物処分業務

※ 詳細は仕様書によります。

(5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を4(3)の期間中に3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

2 競争入札参加資格に関する事項

本業務委託の入札は、混合入札により執行します。

入札に参加を希望する者は、川崎市上下水道局下水汚泥焼却灰処分等委託共同企業体取扱要綱(以下「要綱」という。)に規定する共同企業体、又は単体企業とし、次の条件を全て満たさなければなりません。

共同企業体を構成する場合の構成員数は2人以上とし、共同企業体の代表企業を入札に参加する代表者とします。また、(3)及び(4)の要件については、共同企業体の各構成員が分担して要件に適合することで補完し合い共同企業体として全ての要件を満たす必要があります。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」に登録されていること。

なお、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、令和4年1月17日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

(4) 次の条件を全て満たすこと。なお、いずれも許可品目の種類に「ばいじん」及び「燃え殻」が含まれていること。

ア 川崎市(又は神奈川県)及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること

イ 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を有していること

※ 2(4)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※ 「入札情報かわさき」のアドレス：

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2097

(2) 期間 令和3年12月27日～令和4年1月17日
(土曜日、日曜日及び祝日、令和3年12月29日～31日及び令和4年1月3日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

(1) 共同企業体の競争入札参加申込書等提出方法

次のア～ウの書類を3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 委任状(要綱第1号様式)

ウ 共同企業体協定書(要綱第2号様式)

(2) 単体企業の競争入札参加申込書提出方法

4(1)アの書類を3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

(3) 提出期間

共同企業体・単体企業ともに、提出期間は同じです。

ア 書留郵便により提出する場合

令和3年12月27日～令和4年1月16日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和3年12月27日～令和4年1月17日

(土曜日、日曜日及び祝日、令和3年12月29日～31日及び令和4年1月3日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードにより取得してください。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」内「入札公表(上下水道局)」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所に書留郵便又は持参により、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

期間

(ア) 書留郵便により提出する場合

令和3年12月27日～令和4年1月19日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

(イ) 持参により提出する場合

令和3年12月27日～令和4年1月20日

(土曜日、日曜日及び祝日、令和3年12月29日～31日及び令和4年1月3日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(2) 回答

ア 回答日

令和4年2月2日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和4年2月2日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年2月2日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和4年2月2日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資

格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 「その他産業廃棄物処分に伴う税」の積算方法について

各内訳単価のうち「その他産業廃棄物処分に伴う税」は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例等で定める1tあたりの課税額とします。川崎市又は管理型最終処分場のいずれが支払う場合であっても、必ず入札書に記載する内訳単価の合計額に含めてください。ただし、管理型最終処分場が当該税制度のない自治体に所在する場合は、当該内訳単価を含めずに入札金額を見積もってください。

(3) 入札書の提出及び入札方法

ア 書留郵便による入札の場合

- (ア) 提出期限 令和4年2月14日 必着
- (イ) 提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

イ 持参による入札の場合

- (ア) 提出期限 令和4年2月15日 午後2時30分
- (イ) 提出場所 3(1)に同じ

(4) 入札予定日時

「入札公表詳細」を参照してください。

(5) 入札場所

「入札公表詳細」を参照してください。

(6) 入札保証金

免除とします。

(7) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター 住所:川崎市川崎区塩浜3-24-12 電話:044-287-7206)に持参し、確認を受けてください。
※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効

と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は次のとおり決定します。

なお、落札者は、落札決定後に「その他産業廃棄物処分に伴う税」の金額の根拠となる条例等の写しを提出していただきます。

ア 運搬費、特定産業廃棄物処分費、産業廃棄物処分費

入札金額から「その他産業廃棄物に伴う税」を除いた金額
予定金額から「その他産業廃棄物に伴う税」を除いた金額
× 予定価格を構成する各内訳単価

イ その他産業廃棄物処分に伴う税

契約単価は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例等で定める1tあたりの課税額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金

「入札公表詳細」を参照してください。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
担当 渡部
電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 本案件の落札者との契約は、落札決定後、川崎市及び産業廃棄物の処分先となる許可権者において、本委託の内容について事前協議が整うことを条件とします。

(5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達

苦情検討委員会へ申立てることができます。

(6) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

13 Summary

(1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal Year Reiwa 4;

Transportation and disposal of sewage sludge ash (#1)

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

2:30P.M. 15 February 2022

b By mail

14 February 2022

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

川崎市上下水道局公告（調達）第38号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 調達の名称

(1) 長沢浄水場 排水池排泥池工事に伴うソフトウェア改造その1委託

(2) 長沢浄水場 排水池排泥池工事に伴うソフトウェア改造その2委託

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 随意契約の相手方を決定した日

(1) 令和3年12月1日

(2) 令和3年11月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) メタウォーター 株式会社 横浜営業所
所長 坪井 伸貴

横浜市西区北幸二丁目8番4号 横浜西口KNビル

(2) 東芝インフラシステムズ 株式会社

関東水・環境システム営業部長 大浦 公仁

- 川崎市幸区堀川町72番地34
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) 34,100,000円
- (2) 33,660,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- (1) 随意契約
- (2) 随意契約
- 7 随意契約の理由
- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第82号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月1日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	上平間営業所給油所棟改築その他工事
	履行場所	川崎市中原区上平間1140番地
	履行期間	契約の日から令和5年3月24日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市交通局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（案件固有の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（案件固有の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	

郵送入札 入札日時	令和4年1月19日(水)必着(財政局資産管理部契約課建築契約係)
開札日	令和4年1月21日(金)午前10時00分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、交通局ホームページ「入札情報」を御覧ください。

交通局公告(調達)

川崎市交通局公告(調達)第20号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 調達の名称

- (1) 軽油A(1月~3月分) 228キロリットル
- (2) 軽油B(1月~3月分) 314キロリットル
- (3) 軽油C(1月~3月分) 200キロリットル
- (4) 軽油D(1月~3月分) 370キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和3年12月9日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 軽油A
中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル
- (2) 軽油B
中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル
- (3) 軽油C
中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル
- (4) 軽油D
中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠

東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル

5 落札金額

- (1) 軽油A 102,380円(1キロリットル当たり)
- (2) 軽油B 102,380円(1キロリットル当たり)
- (3) 軽油C 102,380円(1キロリットル当たり)
- (4) 軽油D 102,380円(1キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年10月25日

病院局公告

川崎市病院局公告第53号

公募型プロポーザル実施の公告

川崎市立川崎病院における院内売店、レストラン及び職員食堂等の運営事業者の公募について、次のとおり公告します。

令和3年12月7日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 公募する事項

選定に付す貸付物件は、次のとおりです。

- (1) 件名 川崎市立川崎病院院内売店、レストラン及び職員食堂等
- (2) 履行場所 川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
- (3) 履行方法 行政財産貸付
(地方自治法第238条の4第2項、川崎市病院局会計規程第102条)
- (4) 貸付期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 公募参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、公募に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第2条の規定に基づく資格停止期間中で

ないこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は川崎市税の未納がないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (7) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (8) 運営仕様書の内容を実行できる資力、能力等を備えていること。
- (9) 直近2年間に、許可病床数が200床以上の病院において24時間営業の売店の運営実績があること。ただし、当該運営実績において、設置事業者の都合により、履行義務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、運営実績とはみなしません。

3 参加意向申出書の受付

この公募に参加を希望するものは、次により参加意向申出書を提出してください。

- (1) 配布場所 川崎市川崎区新川通12-1
川崎市立川崎病院事務局庶務課
電話 044-233-5521（代表）

※ 参加意向申出書等は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。

(2) 受付期間

令和3年12月7日（火）から令和3年12月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。受付時間は、午前9時から正午及び午後0時45分から午後4時までとします。

4 公募参加申込みに必要な書類

川崎市立川崎病院「院内売店、レストラン及び職員食堂等」運営事業者の公募要項を参照してください。様式は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。

5 公募に関する問合せの方法について

公募に関する問合せは、質問書により受け付けます。詳細は公募要項を御覧ください。

6 提案書の受付

本件公募に係る提案書は次のとおり提出してください。

- (1) 提出場所 上記3(1)に同じ

- (2) 提出期間 令和3年12月27日（月）から令和4年1月6日（木）まで。受付時間は、午前9時から正午及び午後0時45分から午後4時までとします。

- (3) 提出方法 持参とします。

7 提案書説明会

提出された提案書の説明会（プレゼンテーション）を次のとおり開催します。

- (1) 実施日時 令和4年1月11日（火）

- (2) 実施場所 川崎病院内

8 運営事業者の選定

提出書類及び提案書説明会での内容を総合的に評価し、運営事業者を1社選定します。

審査結果は令和4年1月14日（金）までに提案者全員に通知文書を発送します。

9 その他

- (1) 詳細は募集要項等を参照してください。

公募要項（様式類を含む）、仕様書等は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。

- (2) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒210-0013

川崎市川崎区新川通12-1

川崎病院事務局庶務課

電 話 044-233-5521

F A X 044-245-9600

電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp

- (3) 公募に関する詳細情報掲載URL

（川崎市病院局ホームページ入札情報）

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

川崎市病院局公告第54号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類

は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日等は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口には回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受け

た旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院空調設備自動制御機器他更新整備委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「施設維持管理」 種目「空調・衛生設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。</p> <p>(https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p>	
その他	仕様書中に記載の【系統概要図(別紙2)】は、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認通知書とともに交付します。	

川崎市病院局公告第55号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
- 病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
- 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規

程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。
- イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度

川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口にて回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

- ウ 入札保証金は免除します。
- エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する自動視野計の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する血管内視鏡システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する電気誘発反応刺激装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する手術室内視鏡システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する3D軟性鏡の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する十二指腸ビデオスコープの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する耳鼻咽喉科手術用マイクロデブリッターの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する非目視下非鏡視下処置用電気手術器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するICUベッドの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年12月10日から令和3年12月16日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)**川崎市病院局公告(調達)第27号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 物品及び役務の名称

井田病院総合医療情報システム運用管理業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和3年11月25日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 ソラスト 横浜支社

支社長 村野 瑞樹

横浜市神奈川区金港町1-7

横浜ダイヤビルディング7F

5 契約金額

74,052,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和3年10月11日

川崎市病院局公告(調達)第28号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

- 1 物品及び役務の名称
川崎市立病院白衣(看護師用、看護助手用、看護体験者用)貸貸借
2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階
3 契約の相手方を決定した日
令和3年11月25日
4 契約の相手方の氏名及び住所
ワタキューセイモア 株式会社 東京支店
支店長 野澤 和弘
相模原市緑区大山町1番3号
5 契約金額
314,674,800円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 入札の公告(公示)を行った日
令和3年10月11日

川崎市病院局公告(調達)第29号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月27日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

- 1 調達の名称
(1) 川崎市立川崎病院で使用するガスの調達
(2) 川崎市立井田病院で使用するガスの調達
2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
3 契約の相手方を決定した日
(1) 令和3年12月8日
(2) 令和3年12月8日
4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 東京電力エナジーパートナー 株式会社
代表取締役 秋本 展秀
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(2) 東京電力エナジーパートナー 株式会社
代表取締役 秋本 展秀
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
5 落札価格
(1) 200,876,036円
(消費税及び地方消費税は別途加算。)
(2) 57,727,639円
(消費税及び地方消費税は別途加算。)
6 契約の相手方を決定した手続
(1) 一般競争入札
(2) 一般競争入札
7 入札の公告(公示)を行った日
(1) 令和3年10月25日
(2) 令和3年10月25日

消防局訓令

川崎市消防局訓令第24号

局内一般
消防署

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月10日

川崎市消防長 日迫 善行

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市危険物事務処理規程(平成11年消防局訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書(第1号様式)」を「、省令第1条の6の規定による危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書」に改める。

第16条第1項中「危険物保安監督者の選任届書」を「危険物保安監督者の選任の届出書」に改め、「、実務経験証明書(第13号様式の2)を添付させ」を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第13号様式の2を次のように改める。

第13号様式の2 削除

附則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市選挙管理委員会告示第39号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和3年12月2日

川崎市選挙管理委員会
委員長 宮原春夫

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,264人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

257,897人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	63,219人
幸区	46,790人
中原区	72,139人
高津区	64,065人
宮前区	64,300人
多摩区	60,920人
麻生区	49,626人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を

有する者の総数の6分の1の数

210,529人

監 査 公 表

3川監公第17号

令和3年12月3日

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告
に基づく措置等について（公表）

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告（令和3年8月19日付け3川監第447号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、川崎市市長から通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 大村研一
同 植村京子

3川議庶第1674号
令和3年11月26日

総務企画局長 様

議会議長

川崎市職員措置請求に係る措置状況報告について (回答)

令和3年8月20日付け3川総コ第76号で依頼のありました標記の件につきまして、令和3年8月19日付け3川監第447号による催告に関し、別紙のとおり回答します。

庶務課〔政務活動費〕
内線53103

3川総コ第1119号
令和3年11月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 植村 京子 様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置について (通知)

令和3年8月19日付け3川監第447号で通知のありました催告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により、別添のとおり通知します。

令和3年11月26日

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

〔報告の要旨〕

秋田恵議員が令和元年度に支出した広報・広聴費と事務所費について、市長は政務活動費の支出の妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田恵議員に対して期限を定めて返還を求めるとの報告を講じられた。

〔措置の内容〕

議会議務部庶務課において、令和元年度の政務活動費の収支報告書及び支出確認書類、住民監査請求の公表結果、秋田恵議員が提出した資料、秋田恵議員へのヒアリング等により事実関係を確認し、検証しました。

検証の結果、令和元年度に秋田恵議員が支出した政務活動費のうち事務所費について、2階(201号室)は政務活動事務所としての実体を有しておらず、その賃料を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ません。

また、令和元年度に秋田恵議員が支出した政務活動費のうち広報・広聴費について、構成費、デザイン費及び修正費で作成した市政報告はいずれも相当部分が重複したものとされており、デザイン費及び修正費で作成したとされたデザイン案も支出当時に作成されたものとは認められず、その支出は社会通念上過大であると認めざるを得ません。

したがって、令和元年度に秋田恵議員に対して支出した政務活動費のうち事務所費については1/2相当額である17万4399円、広報・広聴費については1/2相当額である27万5000円の返還請求を行っていくものとします。

なお、検証結果の詳細は、別紙「秋田恵議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する検証について」に記載のとおりです。

秋田恵議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する検証について

1 住民監査請求について

令和3年6月21日付け及び同年6月23日付けで川崎市職員措置請求書が監査委員に提出され、同年8月19日に監査結果が公表された。監査委員は、秋田恵議員が令和元年度に支出した広報・広聴費と事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとの判断を示し、市長は政務活動費の支出の妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田恵議員に対して期限を定めて返還を求めると、必要な措置を講じられたとの報告がなされた。

2 検証の進め方について

検証は、政務活動費に関する業務を所管する議会議務部庶務課で行うこととし、住民監査請求の公表結果、秋田恵議員が本検証で提出した資料、秋田議員へのヒアリング、秋田議員の令和元年度の政務活動費に関する収支報告書及び支出確認書類等により事実関係を確認し、検証した。秋田議員が住民監査請求で監査委員に提出した書類と関係人調査の陳述録を確認するため、その資料の提出を秋田議員に依頼したが、秋田議員から監査委員に提出した書類及び陳述録は非公開との理由で提出を拒まれたため、検証の資料とはしていない。

3 事務所費について

(1) 監査委員の判断

秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った1階の部屋の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、その1階の部屋内には、机、机、イス、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

他方、建物の2階の部屋にはソファアールとローテーブルが設置されているのみで、建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものではなく、この2階の賃借料に政務活動費を充てていることについての何らの説明もなく、2階の賃借料は合理性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件事務所の支出のうち、少なくとも2階の部屋の賃借料を政務活動費として支出することは不適法と言わざるを得ない。

よって、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、1/2相当額である17万4400円の返還請求を行う必要があるといえる。

(住民監査請求公表文より)

(2) 検証すべき点

令和元年度に秋田議員が支出した事務所費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの秋田議員の事務所の2階部分の賃料を政務活動費から支出することの妥当性について検証する。

(3) 事務所の概要及び事務所賃料の支出状況

ア 秋田議員は、令和元年12月15日から、幸区中幸町の3階建て建物の1階の1室(101号室)と2階の1室(201号室)の計2室を賃貸借しており、2室合計の面積は43.69㎡である。

イ 2室合計の賃料は月額19万9000円である。

ウ ※秋田議員は事務所では政務活動以外の活動を行っているとして按分し、賃料の1/2を政務活動費として計上している。

エ 賃貸借契約書では、事業内容は川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

オ 収支報告書及び支出確認書類から、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所家賃で14万9415円、令和2年2月分及び3月分の事務所家賃で19万9385円を計上している。(いずれも送金手数料を含み、政務活動以外の活動が含まれるため、総額から1/2を按分した金額である。なお、令和元年12月分及び令和2年1月分、令和2年2月分及び3月分と分かれているのは、令和2年1月31日のチーム無所属川崎市議会議員団の解散に伴い、政務活動費の交付対象が分かれたためである。)

(4) 秋田議員の主張

ア 事務所で行っている政務活動は、議会質問のための調査と研究、外部研修の調査選定と参加前準備・オンライン研修への参加・参加後の課題整理、政務活動報告に関する事務及び会議、団体や個人からの相談及び受け取り等対応業務、本市所管課への現状報告と課題整理及び提案業務、本市への要望書作成業務、本市への陳情対応及び書類作成補助業務、陳情項目の対応報告、市政報告作成会議の開催、市政に関する注意喚起業務、本市制度に関する勉強会の開催、フォーラムへのオンライン参加やオンライン傍聴業務、委員会等オンライン傍聴業務等である。

イ 1階の101号室(以下、「1階部分」という。)では、市政相談のほか、一般的な市政関係や公になっている情報に関する執務を行い、2階の201号室(以下、「2階部分」という。)では、個人情報や公になっていない情報に関する執務のほか必要書類の作成の執務を行っている。また、個人情報に関する書類は2階部分で保管している。

ウ 本検証では、下記の秋田議員が提出した事務所の写真のとおり、1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部の8枚の写真の資料を提出しており、撮影時期についての議会局からの照会に対し、令和3年10月19日付け文書でいずれの写真も令和2年1月から3月に撮影したものと回答した。その後、同年11月4日のヒアリングにおいて、③及び④の写真は市が作成した元川崎フロンターレ選手のポスター(以下、「本件ポスター①」という。)及び市が作成した藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念のポスター(以下、「本件ポスター②」という。)が届いた後の令和3年度に撮影したもので、③及び④の写真以外は令和元年度に撮影したものと回答を訂正した。

<秋田議員が提出した事務所の写真(以下、「本件写真」という。)>

- ① 1階部分のエントランスホール(オートロック、インターホンあり)
- ② 1階部分の入口外側のドア前(秋田めぐみと書かれたポスターあり)
- ③ 1階部分の内部(机、椅子、パソコン、ポスター(秋田議員の名前と顔写真が入ったもの、本件ポスター①、本件ポスター②)あり)
- ④ 1階部分の内部(机、椅子、パソコン、コピー機あり)
- ⑤ 2階部分の入口外側のドア前(川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札あり)
- ⑥ 2階部分の入口外側のドア前(川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札の拡大写真あり)
- ⑦ 2階部分の内部(机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり)
- ⑧ 2階部分の内部(机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり)

エ 2階部分の部屋の内部には、机・椅子・パソコン・プリンター・書類棚等の政務活動に使用する備品を設置しており、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果で政務活動事務所と認められた1階部分と同じ状態であるため、2階部分も政務活動事務所と言える。

オ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求では、2階の「建物の廊下から見た入口付近」の写真は監査委員に提出しておらず、監査委員は事実を確認していないにも関わらず、「建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものはなく」と事実と異なる説明をしている。

(5) 市の検証及び判断

ア 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広聴、広聴(市民相談を含む)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し(条例第10条第1項)、事務所費について、会派又は交付対象議員がその活動に必

要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定している。(第10条別表)
また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、事務費で支出ができる事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限る、事務所としての実態については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしている。

イ 秋田議員から提出された本件写真の8枚の撮影時期については、③及び④には、市が令和3年1月に公表した本件ポスター①や、市が令和3年7月に公表した本件ポスター②が写っていることから、令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、本件写真の③及び④以外の6枚は、いつ撮影されたものなのか。この点については、本件写真の③及び④以外も同じ用紙に印刷されたものであり、秋田議員から本件写真の提出以前に別の写真が提出されてもいないことから同じ時期に撮影されたものと考えるのが自然である。

次に、秋田議員は令和3年10月19日付け文書で、本件写真は「いずれも令和2年1月から3月に撮影したものと回答していたが、同年11月4日のヒアリングでは、本件ポスター①及び本件ポスター②の写った本件写真の③及び④のみ、市が作成したポスターが届いた後(令和3年度)と回答を変更しており、その変更した理由についても説明しておらず、令和元年度に撮影したことを根拠づける資料の提出もないことから、③及び④以外の6枚の写真③及び④と同じ時期の令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

また、令和3年7月に公表されたポスターが自らの事務所に貼られた時点(令和2年1月から3月)であったと間違えるということは考えにくいことから、秋田議員は当初、議会局からの撮影時期の照会に対し、事実を述べていなかったと言わざるを得ない。

ウ 秋田議員が本検証で提出した1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部を写した8枚の写真は、令和3年7月以降の事務所状況を示すもので、本検証の対象となっている令和元年度(令和元年12月15日～令和2年3月31日)の2階部分の状況を示す根拠にならない。秋田議員は令和元年度の2階部分の状況を示す資料を提出しておらず、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果では、2階部分の入口外側についての記述はなく、部屋の内部については「2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみ」としている。もともと、秋田議員に住民監査請求で提出した資料の提出を依頼したが、拒まれたため、本検証でその写真を確認することはできないが、秋田議員から提出された2階部分のソファとローテーブルが写っている写真について、秋田議員が本検証で提出した令和3年10月13日付け意見書において、「秋田めぐみ政務活動事務所2階執務室の写真については、(中略)事務所としての要件を満たしていることが確認できる2枚を提出したものです。その撮影時期につきましては、令和2年1月に家具を購入した際、購入し搬入

した家具を記録として残すための撮影したものであり」と説明しており、少なくとも令和2年1月時点では、2階部分の状況が当該写真の状況であったことが認められる。

エ その他の事務所としての実態に関して、看板や表札等の外形については秋田議員から令和元年度当時を示すものが提出されなかったことから不明であり、令和元年度の事務所の使用実績を照会したが、秋田議員から回答を拒まれたため、使用実績を確認することができなかった。また、常勤事務員の存在するとは確認できておらず、賃借目的については、賃貸借契約書では、事業内容を川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

オ 以上のことから、秋田議員が本検証で提出した写真は、いずれも令和3年7月以降の事務所状況を示すものであり、令和2年1月時点の2階部分はソファとローテーブルが設置されているのみで、令和元年度に2階部分を政務活動事務所として使用していたことの合理的な説明や根拠づける資料の提出も秋田議員からされておらず、2階部分については、政務活動事務所としての実態を有していると認めすることはできない。

秋田議員は事務所上で記(4)アの政務活動を行っており、2階部分では、個人情報や公にならなない情報に関する執務、要望書の作成を行うとともに、個人情報に関する書類を保管していると主張しているが、上記イから秋田議員は事実を述べているとは認められない。また、令和3年10月22日に公表された住民監査請求では、監査委員に対して撮影時期について事実と異なる説明をしていたこと、同年11月4日のヒアリングにおいても、最終的には本件写真の③及び④は令和3年度に撮影したものと認めたが、市議会議員は市民に説明責任を負っている立場にありながら、市の検証において資料の提出を拒み、事実と異なる回答を行い、誠実な対応をしていないことから、秋田議員の主張を明らかに信用することはできない。さらに、秋田議員から主張を根拠づける資料の提出もされていない。

したがって、2階部分の賃料を政務活動費から支出することは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。

(6) 結論

令和元年度に秋田議員が支出した事務費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの2階部分は政務活動事務所としての実体を有しており、2階部分の賃料を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定めと違反したものであると認められるため、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所賃料の1/2相当額である7万4707円、令和2年2月分及び3月分の事務所賃料の1/2相当額である9万9692円の合計17万4399円の返還請求を行っていくものとする。

4 広報・広聴費について

(1) 監査委員の判断

4種類の市政報告(※)の内容は、最初に作成した市政報告(秋田議員提出資料別紙D-1)をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き2段を横書き2段への組替えしたもの(同D-2)、議会質問等を加筆したもの(同D-3)、A4判S型をA4判E型へ組替えし、SDGsの絵や評価を加筆したもの(同D-4)であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したものとなっている。

以上によれば、上記4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計55万円の1/2については、社会通念上、過大であると言わざるを得ない。

したがって、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行う必要があるといえる。

※4種類の市政報告とは、「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」で作成したものであること。
(住民監査請求公表文より)

(2) 検証すべき点

令和元年度に秋田議員が支出した広報・広聴費のうち、社会通念上、過大であるとされた構成費、デザイン費、修正費の支出の妥当性について検証する。

(3) 作成した市政報告

市政報告の作成に伴い支出した金額、支出年月日、支出伝票に記載されている主な使途内容及び住民監査請求の公表結果で示された事実は次のとおりである。

支出伝票 件名	金額 (円)	支出年月日	支出伝票に記載されている主な使途内容	住民監査請求の公表 結果で示された事実
市政報告 原稿費	330,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の調査及び原稿作成 費	市政報告No.1の作 成
市政報告 構成費	165,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の内容及び全体の構 成確認費	市政報告No.1から 会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	令和2年 2月13日	市政報告のレイアウト 及びデザイン費	市政報告No.1に加 筆
市政報告 修正費	110,000	令和2年 2月13日	市政報告内容及びデ ザイン並びにレイ アウト修正費	市のSDGsの取組と 連動したものを加 筆

※「支出伝票件名」は、政務活動費の収支報告書を提出する際に、各支出の内容を記した支出伝票を作成して、その写しを提出することになっており、各支出伝票の件名のこと。

※「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」について、いずれも同じ事業者が市政報告を作成している。

(4) 秋田議員の主張

ア 構成費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、頁数は2頁で、本検証において、原稿費と構成費で作成した市政報告の1頁目と構成費作成の際に使用した資料の一覧を記載した意見書添付資料を提出した。

原稿費で作成した市政報告の1頁目には、秋田議員の顔写真と「秋田めぐみ市政報告」の見出し、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事と要望書を市長に手交する写真を掲載し、構成費で作成した市政報告の1頁目も同じ内容になっている。

しかし、構成費での作業として、解散前の会派名を削除しただけでなく、全体のイメージが崩れないよう構成を変更し、掲載していない政務活動の報告を追加するか検討と構成への影響の検証等、事前の準備作業が新たに発生したため、金額は相応のものである。

イ デザイン費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、A案からD案まで4つのデザイン案を作成し、頁数はA案では4頁となっている。本検証で、構成費で作成した市政報告とデザイン費で作成した市政報告の4つのデザイン案のそれぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出した。

構成費で作成した市政報告の1頁目には「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」の記事を掲載し、デザイン費で作成した市政報告の1頁目には、A案は

「鷺沼駅周辺再編整備について」「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」の記事、B案は「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、C案は「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、D案は「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事を掲載した。

デザイン費での作業として、一人会派の無所属議員であることを明確にするため、議会質問を多く取り上げるよう内容を変更し、新たに記事を作成した。また、4つの新たなデザイン案を作成し、その中から一案を採用したもので、金額は相応のものである。

ウ 修正費について、作成した市政報告はホームページに合うサイズに変更し、本検証において、デザイン費で作成した市政報告のA案と修正費で作成した市政報告のA案・B案の2つのデザイン案のそれぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出し、その後、修正費で作成した市政報告A案の全頁(A4サイズ5頁)を提出した。

意見書添付資料では、デザイン費で作成した市政報告には上記イのA案の記事を掲載し、修正費で作成した市政報告には、A案・B案いずれも「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」を掲載した。また、意見書添付資料の提出後に提出した市政報告A案(全5頁)には、「森林環境税とは」「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「鷺沼駅周辺再編整備について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「SDG sとは」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルートとは」「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」を掲載した。また、SDG sに関する調査を行い、それぞれの記事にはSDG sのマークを入れている。

エ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求における監査委員の判断「4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、いずれも重複している部分は一部であり、新たな記事の作成やSDG sの分類、デザインの大幅変更もあり、事実と異なっている。次に、住民監査請求における監査委員の判断「支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違がある」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、支出伝票の記載項目と実際の内容に相違はない。

次に、住民監査請求における監査委員の判断「成果物が電子データに加筆修正されただけである」ことについて、構成費、デザイン費、修正費において、

内容の変更、記事の追加、構成の変更、デザインの変更、レイアウトの変更、イラストの追加等を行っており、監査委員の主張する「加筆修正された「だけ」ではなく、加筆修正という範囲を明らかに大きく超えた変更がされている。

(5) 市の検証及び判断

ア 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し(条例第10条第1項)、広報・広聴費について、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費と規定している。(条例第10条別表)

また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、広報紙の作成に当たっては、内容により政務活動との関連性を個別に判断し、必要に応じ、適切な区分によって支出すること、作成業務の委託は委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管することとしている。

イ 構成費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、構成費で作成した市政報告の2頁目は提出されおらず、その内容を確認することはできない。1頁目については全体の構成を縦書き2段から横書き2段に組み替えてはいるものの、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事は、原稿で作成された記事から解散前の会派名を削除しただけのものであり、一定の作業が発生していることは間違いないものの、構成費で作成した市政報告は、原稿費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

ウ デザイン費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、一部の記事は構成費で作成したものを使用しているが、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果でも認められているように、議会質問の記事を新たに作成し、一定の作業が発生したことは認められる。

次に、秋田議員は4つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告書とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証においても4つのデザイン案の全員の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、4つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されなかったデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は同年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用され

なかったデザイン案はデザイン費を支出した当該に作成されたものとは認められない。

エ 修正費について、作成した市政報告の記事は「森林環境税とは」「SDGsとは」の2つの記事のほかは、デザイン費で作成した市政報告「森林環境税と税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「鷺沼駅周辺再編整備について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自衛軍対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルートとは」「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事にSDGsのマーク等を加えたもので、一定の作業が発生していることは間違いないものの、デザイン費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

次に、秋田議員は本検証で2つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証においても採用されなかったB案の全頁の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、2つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されなかったデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所費において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用されなかったデザイン案は修正費を支出した当該に作成されたものとは認められない。

オ 以上のことから、構成費、デザイン費、修正費で作成された市政報告は、一定の作業が発生していることは認められるものの、その記事の相当部分が重複しているとは認められ、かつ、いずれの市政報告を作成したのも同一の事業者である。

また、デザイン費で4つのデザイン案、修正費で2つのデザイン案を新たに作成したとしてしているが、デザイン費及び修正費を支出した当該に作成されたものとは認められない。

さらに、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告のうち、秋田議員のホームページで公開されているのは修正費で作成した市政報告のみである。したがって、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告の作業内容を鑑みると、構成費、デザイン費、修正費で支出した金額の合計額は、社会通念上、過大であると認めざるを得ない。

(6) 結論

令和元年度に秋田議員が政務活動費から支出した広報・広聴費について、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告は、その支出が社会通念上、過大で

あると言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定めに違反したものであると認められる。一方、その支出は社会通念上、過大であるとは言えないものの事業者には一定の作業が発生していることから住民監査請求の監査委員の判断を尊重し、1/2の限度で返還請求を行うこととし、構成費、デザイン費、修正費で支出した合計55万円の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行っていくものとする。

(参考)

1 秋田議員から提出された文書

- (1) 「秋田議員の令和元年度の政務活動費の支出報告書等の閲覧と議会局からの確認事項について」について (令和3年10月7日付け)
- (2) 「秋田議員の令和元年度及び令和2年度の政務活動費に対する議会局からの確認事項について」について (令和3年10月11日付け)
- (3) 意見書及び意見書添付資料 (別紙1～4) (令和3年10月13日付け)
- (4) 「2川監公第7号 令和3年8月19日 川崎市職員措置請求について (公表)」後の事実確認について (令和3年10月15日付け)
- (5) 「秋田議員からの意見書及び添付資料 (別紙1～4) について」について (令和3年10月19日付け)
- (6) 「ヒヤリング調査の実施について (通知)」について (令和3年11月4日付け)
- (7) 「資料の御提出について」について (令和3年11月12日付け)
- (8) 意見書 (令和3年11月18日付け)
- (9) 広報・広聴費についての追加意見書と証拠書類の提出 (令和3年11月25日付け)

2 秋田議員へのヒアリング

令和3年11月4日実施

3 川 監 公 第 18 号

令 和 3 年 12 月 3 日

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告
に基づく措置等について (公表)

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告 (令和3年8月19日付け3川監第448号) について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第9項の規定により、川崎市長から通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子

3川議庶第1674号
令和3年11月26日

総務企画局長 様

議会議長

川崎市職員措置請求に係る措置状況報告について (回答)

令和3年8月20日付け3川総コ第76号で依頼のありました標記の件につきまして、令和3年8月19日付け3川監第448号による催告に関し、別紙のとおり回答します。

庶務課〔政務活動費〕
内線53103

3川総コ第119号
令和3年11月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 植村 京子 様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置について (通知)

令和3年8月19日付け3川監第448号で通知のありました催告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により、別添のとおり通知します。

令和3年11月26日

秋田県議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する検証について**1 住民監査請求について**

令和3年6月21日付け及び同年6月23日付けで川崎市職員措置請求書が監査委員に提出され、同年8月19日に監査結果が公表された。監査委員は、秋田議員が令和元年度に支出した広報・広聴費と事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとの判断を示し、市長は政務活動費の支出の妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めると、必要な措置を講じられたとの報告がなされた。

2 検証の進め方について

検証は、政務活動費に関する業務を所管する議会事務局庶務課で行うこととし、住民監査請求の公表結果、秋田議員が本検証で提出した資料、秋田議員へのヒアリング、秋田議員の令和元年度の政務活動費に関する収支報告書及び支出確認書類等により事実関係を確認し、検証した。秋田議員が住民監査請求で監査委員に提出した書類と関係人調査の陳述録を確認するため、その資料の提出を秋田議員に依頼したが、秋田議員から監査委員に提出した書類及び陳述録は非公開との理由で提出を拒まれたため、検証の資料とはしていない。

3 事務所費について**(1) 監査委員の判断**

秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポスターの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った1階の部屋の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、その1階の部屋内には、机、机、イス、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

他方、建物の2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみで、建物内の廊下から見えた入口付近にも事務所としての形態を整えているものではなく、この2階の賃借料に政務活動費を充てていることについての何らの説明もなく、2階の賃借料は合理性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件事務所の支出のうち、少なくとも2階の部屋の賃借料を政務活動費として支出することは不適法と言わざるを得ない。

よって、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、1/2相当額である17万4400円の返還請求を行う必要があるといえる。

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

【報告の要旨】

秋田県議員が令和元年度に支出した広報・広聴費について、市長は政務活動費の支出の妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田県議員に対して期限を定めて返還を求めると、必要な措置を講じられた。

【措置の内容】

議会事務局庶務課において、令和元年度の政務活動費の収支報告書及び支出確認書類、住民監査請求の公表結果、秋田県議員が提出した資料、秋田県議員へのヒアリング等により事実関係を確認し、検証しました。

検証の結果、令和元年度に秋田県議員が支出した政務活動費のうち広報・広聴費について、構成費、デザイン費及び修正費で作成した市政報告はいずれも相当部分が重複したものとなっており、デザイン費及び修正費で作成したとされるデザイン案も支出当時に作成されたものとは認められず、その支出は社会通念上過大であると認めざるを得ません。したがって、令和元年度に秋田県議員に対して支出した政務活動費のうち広報・広聴費については1/2相当額である2万5000円の返還請求を行っていくものとします。

なお、検証結果の詳細は、別紙「秋田県議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する検証について」に記載のとおりです。

(住民監査請求公表文より)

(2) 検証すべき点

令和元年度に秋田議員が支出した事務所費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの秋田議員の事務所の2階部分の賃料を政務活動費から支出することの妥当性について検証する。

(3) 事務所の概要及び事務所賃料の支出状況

ア 秋田議員は、令和元年12月15日から、幸区中幸町の3階建て建物の1階の1室(101号室)と2階の1室(201号室)の計2室を賃貸借しており、2室合計の面積は43.69㎡である。

イ 2室合計の賃料は月額19万9000円である。

ウ ※秋田議員は事務所では政務活動以外の活動を行っているとして按分し、賃料の1/2を政務活動費として計上している。

エ 賃貸借契約書では、事業内容は川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

オ 収支報告書及び支出確認書類から、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所家賃で14万9415円、令和2年2月分及び3月分の事務所家賃で1万9385円を計上している。(いずれも送金手数料を含み、政務活動以外の活動が含まれるため、総額から1/2を按分した金額である。なお、令和元年12月分及び令和2年1月分、令和2年2月分及び3月分と分かれているのは、令和2年1月31日のチーム無所属川崎市議会議員団の解散に伴い、政務活動費の交付対象が分かれたためである。)

(4) 秋田議員の主張

ア 事務所で行っている政務活動は、議会質問のための調査と研究、外部研修の調査選定と参加前準備・オンライン研修への参加・参加後の課題整理、政務活動報告に関する事務及び会議、団体や個人からの相談及び受け取り等対応業務、本市所管課への現状報告と課題整理及び提案業務、本市への要望書作成業務、本市への陳情対応及び書類作成補助業務、陳情項目の対応報告、市政報告作成会議の開催、市政に関する注意喚起業務、本市制度に関する勉強会の開催、フォーラムへのオンライン参加やオンライン傍聴業務、委員会等オンライン傍聴業務等である。

イ 1階の101号室(以下、「1階部分」という。)では、市政相談のほか、一般的な市政関係や公になつていない情報に関する執務を行い、2階の201号室(以下、「2階部分」という。)では、個人情報や公になつていない情報に関する執務のほか必要書類の作成の執務を行っている。また、個人情報に関する書類は2階部分で保管している。

ウ 本検証では、下記の秋田議員が提出した事務所の写真のとおり、1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部の8枚の写真の資料を提出しており、撮影時期についての議会局からの照会に対し、令和3年10月19日付け文書で、いずれの写真も令和2年1月から3月に撮影したものと回答した。その後、同年11月4日のヒアリングにおいて、③及び④の写真は市が作成した元川崎フロンターレ選手のポスター(以下、「本件ポスター①」という。)及び市が作成した藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念のポスター(以下、「本件ポスター②」という。)が届いた後の令和3年度に撮影したもので、③及び④の写真以外は令和元年度に撮影したものと回答を訂正した。

<秋田議員が提出した事務所の写真(以下、「本件写真」という。)>

- ① 1階部分のエントランスホール(オートロック、インターホンあり)
- ② 1階部分の入口外側のドア前(秋田めぐみと書かれたポスターあり)
- ③ 1階部分の内部(机、椅子、パソコン、ポスター(秋田議員の名前と顔写真が入ったもの、本件ポスター①、本件ポスター②)あり)
- ④ 1階部分の内部(机、椅子、パソコン、コピー機あり)
- ⑤ 2階部分の入口外側のドア前(川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札あり)
- ⑥ 2階部分の入口外側のドア前(川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札の拡大写真あり)
- ⑦ 2階部分の内部(机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり)
- ⑧ 2階部分の内部(机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり)

エ 2階部分の部屋の内部には、机・椅子・パソコン・プリンター・書類棚等の政務活動に使用する備品を設置しており、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果で政務活動事務所と認められた1階部分と同じ状態であるため、2階部分も政務活動事務所と言える。

オ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求では、2階の「建物の廊下から見た入口付近」の写真は監査委員に提出しておらず、監査委員は事実を確認していないにも関わらず、「建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものはなく」と事実と異なる説明をしている。

(5) 市の検証及び判断

ア 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広聴、広聴(市民相談を含む)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し(条例第10条第1項)、事務所費について、会派又は交付対象議員がその活動に必

要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定している。(第10条別表)
また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、事務費で支出ができる事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限る、事務所としての実態については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしている。

イ 秋田議員から提出された本件写真の8枚の撮影時期については、③及び④には、市が令和3年1月に公表した本件ポスター①や、市が令和3年7月に公表した本件ポスター②が写っていることから、令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、本件写真の③及び④以外の6枚は、いつ撮影されたものなのか。この点については、本件写真の③及び④以外も同じ用紙に印刷されたものであり、秋田議員から本件写真の提出以前に別の写真が提出されてもいないことから同じ時期に撮影されたものと考えるのが自然である。

次に、秋田議員は令和3年10月19日付け文書で、本件写真は「いずれも令和2年1月から3月に撮影したものと回答していたが、同年11月4日のヒアリングでは、本件ポスター①及び本件ポスター②の写った本件写真の③及び④のみ、市が作成したポスターが届いた後(令和3年度)と回答を変更しており、その変更した理由についても説明しておらず、令和元年度に撮影したことを根拠づける資料の提出もないことから、③及び④以外の6枚の写真③及び④と同じ時期の令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

また、令和3年7月に公表されたポスターが自らの事務所に貼られた時点(令和2年1月から3月)であったと間違えるということは考えにくいことから、秋田議員は当初、議会局からの撮影時期の照会に対し、事実を述べていなかったと言わざるを得ない。

ウ 秋田議員が本検証で提出した1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部を写した8枚の写真は、令和3年7月以降の事務所状況を示すもので、本検証の対象となっている令和元年度(令和元年12月15日～令和2年3月31日)の2階部分の状況を示す根拠にならない。秋田議員は令和元年度の2階部分の状況を示す資料を提出しておらず、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果では、2階部分の入口外側についての記述はなく、部屋の内部については「2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみ」としている。もともと、秋田議員に住民監査請求で提出した資料の提出を依頼したが、拒まれたため、本検証でその写真を確認することはできないが、秋田議員から提出された2階部分のソファとローテーブルが写っている写真について、秋田議員が本検証で提出した令和3年10月13日付け意見書において、「秋田めぐみ政務活動事務所2階執務室の写真については、(中略)事務所としての要件を満たしていることが確認できる2枚を提出したものです。その撮影時期につきましては、令和2年1月に家具を購入した際、購入し搬入

した家具を記録として残すための撮影したものであり」と説明しており、少なくとも令和2年1月時点では、2階部分の状況が当該写真の状況であったことが認められる。

エ その他の事務所としての実態に関して、看板や表札等の外形については秋田議員から令和元年度当時を示すものが提出されなかったことから不明であり、令和元年度の事務所の使用実績を照会したが、秋田議員から回答を拒まれたため、使用実績を確認することができなかった。また、常勤事務員の存在することとは確認できておらず、賃借目的については、賃貸借契約書では、事業内容を川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

オ 以上のことから、秋田議員が本検証で提出した写真は、いずれも令和3年7月以降の事務所の状況を示すものであり、令和2年1月時点の2階部分はソファとローテーブルが設置されているのみで、令和元年度に2階部分を政務活動事務所として使用していたことの合理的な説明や根拠づける資料の提出も秋田議員からされておらず、2階部分については、政務活動事務所としての実態を有していると認めすることはできない。

秋田議員は事務所上で記(4)アの政務活動を行っており、2階部分では、個人情報や公にならなっていない情報に関する執務、要望書の作成を行うとともに、個人情報に関する書類を保管していると主張しているが、上記イから秋田議員は事実を述べているとは認められない。また、令和3年10月22日に公表された住民監査請求では、監査委員に対して撮影時期について事実と異なる説明をしていたこと、同年11月4日のヒアリングにおいても、最終的には本件写真の③及び④は令和3年度に撮影したものと認めたが、市議会議員は市民に説明責任を負っている立場にありながら、市の検証において資料の提出を拒み、事実と異なる回答を行い、誠実な対応をしていないことから、秋田議員の主張を明らかに信用することはできない。さらに、秋田議員から主張を根拠づける資料の提出もされていない。

したがって、2階部分の賃料を政務活動費から支出することは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。

(6) 結論

令和元年度に秋田議員が支出した事務費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの2階部分は政務活動事務所としての実態を有しており、2階部分の賃料を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定めと違反したものであると認められるため、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所賃料の1/2相当額である7万4707円、令和2年2月分及び3月分の事務所賃料の1/2相当額である9万9692円の合計17万4399円の返還請求を行っていくものとする。

4 広報・広聴費について

(1) 監査委員の判断

4種類の市政報告(※)の内容は、最初に作成した市政報告(秋田議員提出資料別紙D-1)をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き2段を横書き2段への組替えしたもの(同D-2)、議会質問等を加筆したもの(同D-3)、A4判S型をA4判E型へ組替えし、SDGsの絵や評価を加筆したもの(同D-4)であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したものとなっている。

以上によれば、上記4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計55万円の1/2については、社会念上、過大であると言わざるを得ない。

したがって、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行う必要があるといえる。

※4種類の市政報告とは、「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」で作成したものであること。
(住民監査請求公表文より)

(2) 検証すべき点

令和元年度に秋田議員が支出した広報・広聴費のうち、社会念上、過大であるとされた構成費、デザイン費、修正費の支出の妥当性について検証する。

(3) 作成した市政報告

市政報告の作成に伴い支出した金額、支出年月日、支出伝票に記載されている主な使途内容及び住民監査請求の公表結果で示された事実は次のとおりである。

支出伝票 件名	金額 (円)	支出年月日	支出伝票に記載されている主な使途内容	住民監査請求の公表 結果で示された事実
市政報告 原稿費	330,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の調査及び原稿作成 費	市政報告No.1の作 成
市政報告 構成費	165,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の内容及び全体の構 成確認費	市政報告No.1から 会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	令和2年 2月13日	市政報告のレイアウト 及びデザイン費	市政報告No.1に加 筆
市政報告 修正費	110,000	令和2年 2月13日	市政報告内容及びデ ザイン並びにレイ アウト修正費	市のSDGsの取組と 連動したものを加 筆

※「支出伝票件名」は、政務活動費の収支報告書を提出する際に、各支出の内容を記した支出伝票を作成して、その写しを提出することになっており、各支出伝票の件名のこと。

※「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」について、いずれも同じ事業者が市政報告を作成している。

(4) 秋田議員の主張

ア 構成費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、頁数は2頁で、本検証において、原稿費と構成費で作成した市政報告の1頁目と構成費作成の際に使用した資料の一覧を記載した意見書添付資料を提出した。

原稿費で作成した市政報告の1頁目には、秋田議員の顔写真と「秋田めぐみ市政報告」の見出し、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事と要望書を市長に手交する写真を掲載し、構成費で作成した市政報告の1頁目も同じ内容になっている。

しかし、構成費での作業として、解散前の会派名を削除しただけでなく、全体のイメージが崩れないよう構成を変更し、掲載していない政務活動の報告を追加するか検討と構成への影響の検証等、事前の準備作業が新たに発生したため、金額は相応のものである。

イ デザイン費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、A案からD案まで4つのデザイン案を作成し、頁数はA案では4頁となっている。本検証で、構成費で作成した市政報告とデザイン費で作成した市政報告の4つのデザイン案それぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出した。

構成費で作成した市政報告の1頁目には「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」の記事を掲載し、デザイン費で作成した市政報告の1頁目には、A案は

「鷺沼駅周辺再編整備について」「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」の記事、B案は「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、C案は「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、D案は「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事を掲載した。

デザイン費での作業として、一人会派の無所属議員であることを明確にするため、議会質問を多く取り上げるよう内容を変更し、新たに記事を作成した。また、4つの新たなデザイン案を作成し、その中から一案を採用したもので、金額は相応のものである。

ウ 修正費について、作成した市政報告はホームページに合うサイズに変更し、本検証において、デザイン費で作成した市政報告のA案と修正費で作成した市政報告のA案・B案の2つのデザイン案のそれぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出し、その後、修正費で作成した市政報告A案の全頁(A4サイズ5頁)を提出した。

意見書添付資料では、デザイン費で作成した市政報告には上記イのA案の記事を掲載し、修正費で作成した市政報告には、A案・B案いずれも「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」を掲載した。また、意見書添付資料の提出後に提出した市政報告A案(全5頁)には、「森林環境税とは」「森林環境増進税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「鷺沼駅周辺再編整備について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「SDG sとは」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルートとは」「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」を掲載した。また、SDG sに関する調査を行い、それぞれの記事にはSDG sのマークを入れている。

エ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求における監査委員の判断「4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、いずれも重複している部分は一部であり、新たな記事の作成やSDG sの分類、デザインの大幅変更もあり、事実と異なっている。次に、住民監査請求における監査委員の判断「支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違がある」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、支出伝票の記載項目と実際の内容に相違はない。

次に、住民監査請求における監査委員の判断「成果物が電子データに加筆修正されただけである」ことについて、構成費、デザイン費、修正費において、

内容の変更、記事の追加、構成の変更、デザイン追加、レイアウトの変更、イラストの追加等を行っており、監査委員の主張する「加筆修正された「だけ」ではなく、加筆修正という範囲を明らかに大きく超えた変更がされている。

(5) 市の検証及び判断

ア 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し(条例第10条第1項)、広報・広聴費について、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費と規定している。(条例第10条別表)

また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、広報紙の作成に当たっては、内容により政務活動との関連性を個別に判断し、必要に応じ、適切な区分によって支出すること、作成業務の委託は委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管することとしている。

イ 構成費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、構成費で作成した市政報告の2頁目は提出されおらず、その内容を確認することはできない。1頁目については全体の構成を縦書き2段から横書き2段に組み替えてはいるものの、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事は、原稿で作成された記事から解散前の会派名を削除しただけのものであり、一定の作業が発生していることは間違いないものの、構成費で作成した市政報告は、原稿費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

ウ デザイン費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、一部の記事は構成費で作成したものを使用しているが、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果でも認められているように、議会質問の記事を新たに作成し、一定の作業が発生したことは認められる。

次に、秋田議員は4つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告書とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証においても4つのデザイン案の全員の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、4つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されなかったデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は同年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用され

なかったデザイン案はデザイン費を支出した当該に作成されたものとは認められない。

エ 修正費について、作成した市政報告の記事は「森林環境税とは」「SDGsとは」の2つの記事のほかは、デザイン費で作成した市政報告「森林環境税と税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「鷺沼駅周辺再編整備について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自衛軍対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルートとは」「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事にSDGsのマーク等を加えたもので、一定の作業が発生していることは間違いないものの、デザイン費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

次に、秋田議員は本検証で2つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証においても採用されなかったB案の全頁の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、2つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されなかったデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所費において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用されなかったデザイン案は修正費を支出した当該に作成されたものとは認められない。

オ 以上のことから、構成費、デザイン費、修正費で作成された市政報告は、一定の作業が発生していることは認められるものの、その記事の相当部分が重複しているとは認められ、かつ、いずれの市政報告を作成したのも同一の事業者である。

また、デザイン費で4つのデザイン案、修正費で2つのデザイン案を新たに作成したとしてしているが、デザイン費及び修正費を支出した当該に作成されたものとは認められない。

さらに、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告のうち、秋田議員のホームページで公開されているのは修正費で作成した市政報告のみである。したがって、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告の作業内容を鑑みると、構成費、デザイン費、修正費で支出した金額の合計額は、社会通念上、過大であると認めざるを得ない。

(6) 結論

令和元年度に秋田議員が政務活動費から支出した広報・広聴費について、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告は、その支出が社会通念上、過大で

あると言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定めに違反したものであると認められる。一方、その支出は社会通念上、過大であるとは言えないものの事業者には一定の作業が発生していることから住民監査請求の監査委員の判断を尊重し、1/2の限度で返還請求を行うこととし、構成費、デザイン費、修正費で支出した合計55万円の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行っていくものとする。

(参考)

1 秋田議員から提出された文書

- (1) 「秋田議員の令和元年度の政務活動費の支出報告書等の閲覧と議会局からの確認事項について」について (令和3年10月7日付け)
- (2) 「秋田議員の令和元年度及び令和2年度の政務活動費に対する議会局からの確認事項について」について (令和3年10月11日付け)
- (3) 意見書及び意見書添付資料 (別紙1～4) (令和3年10月13日付け)
- (4) 「2川監公第7号 令和3年8月19日 川崎市職員措置請求について (公表)」後の事実確認について (令和3年10月15日付け)
- (5) 「秋田議員からの意見書及び添付資料 (別紙1～4) について」について (令和3年10月19日付け)
- (6) 「ヒヤリング調査の実施について (通知)」について (令和3年11月4日付け)
- (7) 「資料の御提出について」について (令和3年11月12日付け)
- (8) 意見書 (令和3年11月18日付け)
- (9) 広報・広聴費についての追加意見書と証拠書類の提出 (令和3年11月25日付け)

2 秋田議員へのヒアリング

令和3年11月4日実施

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第9号

令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回)実施について

令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回)を次のとおり行います。

令和3年12月10日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和3年度

障害者を対象とした 川崎市職員採用選考案内(第2回)

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	12月13日(月) 午前9時～12月27日(月) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	2月10日(木) (予定)
第1次選考日	令和4年2月27日(日) 【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	3月8日(火) 午前10時頃(予定)
第2次選考日	3月19日(土) 【面接試験】(予定)
最終合格発表日	4月7日(木) 午前10時頃(予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。

※点字による受験ができます(詳しくは「◎ 受験上の配慮等を希望する人へ」を参照してください。)



1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	5名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす人

(1) 昭和52年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人

- ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている人
- イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ウ 更生相談所又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人
- エ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている人

※1 交付申請中の場合は申込できません。なお、申込から採用までの間において、手帳等の提示を求められることがあります。その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求められることがあります。

※2 手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3 受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表日

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)	合格発表日
2月27日(日) 集合時刻 午前9時40分 解散時刻 午後2時45分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術、国語)の出題はありません)、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文の出題はありません)判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 【択一式40問 120分】	法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) ほか ※会場は受験票で指定します。	【第1次選考合格】 3月8日(火) 午前10時頃(予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【400字以上、800字以内90分】		
第2次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
3月19日(土)	面接試験	【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論は実施しません。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 4月7日(木) 午前10時頃(予定)

(注)

- 1 受験に際しては、申込整理票及び受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、障害者手帳等、昼食を持参してください。
- 2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 選考会場への問い合わせは禁止します。また、選考会場への自動車の乗り入れは、自動車でなければ選考会場に来られない方だけにしてください。選考会場の駐車場の利用を希望される方は、必ず申込時にお知らせください。
- 4 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 5 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 6 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 7 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題については、ホームページを参照してください。
- 8 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたものを、3月14日(月)消印有効までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、3月10日(木)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非遵行為等があった場合等を除き、原則として令和4年6月1日以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

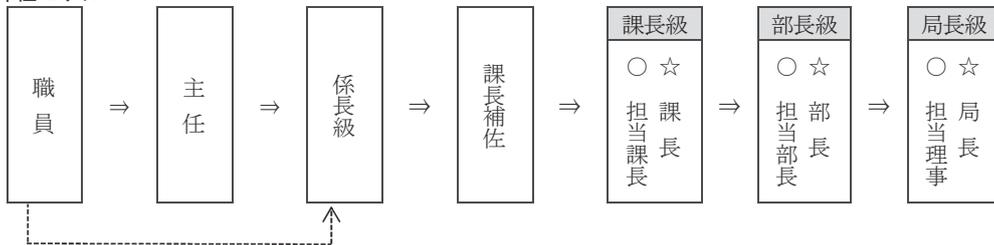
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

選考区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

6 給与等

(1) 給与(初任給)

令和3年12月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大学院 修士課程修了者	224,692 円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.30 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
大学卒	207,524 円	
短大卒	181,540 円	
高校卒	168,548 円	

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

(5) 受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和3年12月1日現在のものであり、変更される場合があります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 <参考>第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和4年5月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) <参考>第2次選考配点 700点 ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者は全員満点)が含まれます。	

8 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「令和3年度申込方法(障害者を対象とした採用選考(第2回))」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	12月13日(月) 午前9時 ~ 12月27日(月) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持ってお申込ください。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>申込手順</p>	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)</u>」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「<u>サンキューコールかわさき(044-200-3939)</u>」にお問合せください。 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「<u>審査結果通知</u>」及び「<u>到達メール</u>」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「<u>希望する</u>」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「令和3年度申込方法(障害者を対象とした採用選考(第2回))」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「<u>障害者を対象とした川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(申請編)</u>」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください。なお、受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
<p>申込整理票と受験票の印刷</p>	<p>2月10日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、<u>ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。</u>「申込整理票」には、<u>カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名</u>をしてください。第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「<u>申込整理票</u>」と「<u>受験票</u>」を必ず持参してください。</p>

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) 希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、申込時の電子申請画面においてコードを選択してお知らせください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、お申込の前に御連絡ください。
- (2) 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、駐車場を利用する人、付添者を必要とする人は、申込時の電子申請画面においてそれぞれのコードを選択してお知らせください。また、補足事項等がある場合は、通信欄に記入してお知らせください。
- (3) 個別面接においては、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を合理的配慮として認めます。同席を必要とする場合は、選考会場の準備等が必要となるため、申込の際に申請してください。
- (4) その他受験に際して特に配慮を必要とする人は、お申込の前にお問合せください。

連絡・問合せ先 044-200-3343 川崎市人事委員会事務局任用課

◎令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考 実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数(人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行政事務	10	137	89	39	5	17.8

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第13号

第18回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和3年12月6日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和3年12月10日(金) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第1会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 議案第4号 特定農地貸付け(変更)の承認について
- (5) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (8) 報告第4号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (9) 報告第5号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (10) 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (11) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第179号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月3日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第180号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月3日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第181号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年12月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第182号

次の国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第

112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月10日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第183号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月13日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第184号

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月14日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第185号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月14日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第186号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第187号

国民健康保険料に係る納入通知書及び過誤納還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第188号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第189号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和3年12月15日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第190号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第40号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第57号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第92号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条及び地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月1日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第93号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条及び地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月3日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第94号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月8日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第6期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第95号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第96号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第47号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年12月10日

川崎市宮前区長 南 昭子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第48号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年12月10日

川崎市宮前区長 南 昭子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第49号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第56号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月10日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
令和3年度				計2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第57号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市多摩区長 藤井智弘

麻生区公告**川崎市麻生区公告第76号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年12月9日

川崎市麻生区長 三瓶清美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第77号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年12月9日

川崎市麻生区長 三瓶清美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第78号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年12月15日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

麻生区選挙管理委員会告示**川崎市麻生区選挙管理委員会告示第30号**

川崎市麻生区投票区設置告示（平成30年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のとおり改正し、令和3年12月1日から施行します。

令和3年12月1日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 鈴木憲治**川崎市麻生区投票区設置告示**

川崎市麻生区投票区設置告示（平成30年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

表中

「

第18投票区	岡上
--------	----

」

を

「

第18投票区	岡上、岡上1丁目、岡上2丁目、岡上3丁目、岡上4丁目、岡上5丁目、岡上6丁目
--------	----------------------------------------

」

に、改める

川崎市麻生区投票区設置告示

(令和3年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第30号)

投票区	投票区域
第1投票区	高石6丁目、東百合丘1丁目、東百合丘2丁目、東百合丘3丁目、東百合丘4丁目
第2投票区	百合丘1丁目(23番を除く)、百合丘2丁目(5番、6番)、百合丘3丁目
第3投票区	高石1丁目(16番、17番、24番以降)、高石2丁目、高石3丁目
第4投票区	多摩美1丁目、多摩美2丁目、細山1丁目、細山2丁目、細山3丁目、細山4丁目、細山5丁目、細山6丁目、細山7丁目
第5投票区	千代ヶ丘1丁目、千代ヶ丘2丁目、千代ヶ丘3丁目、千代ヶ丘4丁目、千代ヶ丘5丁目、千代ヶ丘6丁目、千代ヶ丘7丁目、千代ヶ丘8丁目、千代ヶ丘9丁目、細山、細山8丁目
第6投票区	金程1丁目、金程2丁目、金程3丁目、金程4丁目、向原1丁目、向原2丁目、向原3丁目
第7投票区	上麻生1丁目、上麻生3丁目、上麻生4丁目(1番から51番まで)、古沢(1番地から226番地まで、235番地から265番地まで、268番地から297番地まで、371番地から378番地まで、552番地から557番地まで、618番地から623番地まで)、万福寺、万福寺1丁目、万福寺3丁目、万福寺4丁目、万福寺5丁目、万福寺6丁目
第8投票区	高石1丁目(1番から15番まで、18番から23番まで)、高石4丁目、高石5丁目、万福寺2丁目、百合丘1丁目(23番)、百合丘2丁目(1番から4番まで、7番以降)
第9投票区	王禅寺西1丁目、王禅寺西2丁目、王禅寺西3丁目、王禅寺西4丁目、王禅寺東1丁目(1番から16番まで、34番以降)、王禅寺東2丁目(1番から14番まで(ただし、13番18号から13番27号までを除く。))、王禅寺東4丁目(1番)、上麻生2丁目
第10投票区	王禅寺(210番地から227番地まで、262番地から1873番地まで)、王禅寺東1丁目(17番から33番まで)、王禅寺東2丁目(13番18号から13番27号まで、15番以降)、王禅寺東3丁目、王禅寺東4丁目(2番から27番まで、31番以降)、王禅寺東5丁目(1番から36番まで、38番から46番まで)、下麻生(972番地から982番地まで、1130番地から1136番地まで、1154番地から1177番地まで、1186番地から1191番地まで)、下麻生2丁目(14番)
第11投票区	虹ヶ丘1丁目、虹ヶ丘2丁目、虹ヶ丘3丁目
第12投票区	王禅寺(1番地から209番地まで、228番地から261番地まで、1960番地から1967番地まで)、王禅寺東5丁目(37番、47番以降)、王禅寺東6丁目、王禅寺西8丁目(24番、25番)、上麻生(1番地から23番地まで)、上麻生7丁目(39番、40番)、下麻生(1番地から971番地まで、983番地から1129番地まで、1137番地から1153番地まで、1178番地から1185番地まで、1192番地以降)、下麻生1丁目、下麻生2丁目(ただし、14番を除く。)、下麻生3丁目、早野
第13投票区	王禅寺(1874番地から1959番地まで、1968番地以降)、王禅寺東4丁目(28番から30番まで)、王禅寺西5丁目、王禅寺西6丁目、王禅寺西7丁目、王禅寺西8丁目(1番から23番まで、26番以降)、白山1丁目、白山2丁目、白山3丁目、白山4丁目、白山5丁目
第14投票区	上麻生(24番地以降)、上麻生4丁目(52番以降)、上麻生5丁目、上麻生6丁目、上麻生7丁目(ただし、39番、40番を除く)
第15投票区	片平(1番地から499番地まで)、片平1丁目、片平2丁目(ただし、9番を除く。)、片平3丁目、片平4丁目
第16投票区	片平(500番地以降)、片平2丁目(9番)、片平5丁目、片平6丁目、片平7丁目、片平8丁目、栗平1丁目(1番、2番)、五力田、五力田1丁目、五力田2丁目、五力田3丁目、白鳥1丁目、白鳥2丁目、白鳥3丁目、白鳥4丁目、古沢(227番地から234番地まで、266番地、267番地、298番地から370番地まで、379番地から551番地まで、558番地から617番地まで、624番地以降)
第17投票区	栗木、栗木1丁目、栗木2丁目、栗木3丁目、栗木台1丁目、栗木台2丁目、栗木台3丁目、栗木台4丁目、栗木台5丁目、栗平1丁目(3番以降)、栗平2丁目
第18投票区	岡上、岡上1丁目、岡上2丁目、岡上3丁目、岡上4丁目、岡上5丁目、岡上6丁目
第19投票区	黒川、はるひ野1丁目、はるひ野2丁目、はるひ野3丁目、はるひ野4丁目、はるひ野5丁目、南黒川

改正経過

平成22年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第30号

平成26年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第7号

平成26年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第12号

平成28年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第30号

平成30年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第4号